

## 近世中期における商業経営の変質

高 埜 利 彦

### は じ め に

近世中期（小稿では享保期を中心に、その前後の元禄期から宝暦期（一六九〇年頃から一七六〇年頃）までを主な時期対象としている）の商品流通史研究は、これ迄、この時期に特徴的な幾つかの諸特質を明らかにしてきた。一つは、生産力の上昇にともなう商品流通量の増大した<sup>(1)</sup>ことである。二つは、「初期豪商」やその後の「<sup>(2)</sup>のこぎり商い」に共通した地域間・季節間価格差に利潤抽出を求め<sup>(3)</sup>るいわゆる「遠隔地間商業」が衰退した<sup>(4)</sup>ことである。三つは、三都の間屋が、多商品を扱う荷受問屋から単品を扱う専門問屋にその中心が代わった<sup>(5)</sup>ことである。四つは、在地荷主や都市問屋の資本による生産地支配や、在地荷主の都市仕入問屋の買宿化が行なわれ始めた<sup>(6)</sup>ことである。以上の四点などは、特に主だった研究成果として確認されるところである。

ところで、近世中期に見られた以上の諸特質は、果して偶然に同じ時期に起った現象であろうか。従来の研究では、右の諸点すべてを総体的に関連ずけて把握する試みには欠ける<sup>(7)</sup>きらいがあつたように思<sup>(8)</sup>える。小稿では、一個の商

業経営の変質を分析し、その特質を理解することから、なぜ、近世中期にそうした変質を必要としたのか、言いかえれば、この時期、近世中期の市場構造は、一個の商人資本になぜ経営の変質をせまったのであろうか、という問題を考察する。このことが、右に述べた近世中期の諸特質を有機的に総体的に把握する試みにつながると思うからである。

さて、小稿で分析の対象とする商人資本とは、越前国今立郡五箇村<sup>6</sup>（現在の福井県今立郡今立町）の内田吉左衛門（善四郎と名乗る代もある）家<sup>7</sup>である。初代内田吉左衛門宗寿から二代吉左衛門宗敬（景林）へ、元禄五（一六九二）年春、金四三一八兩の相続が行なわれたが、その年以降を対象時期に、越前国領域市場と三都市場の商人たちと、いかなる関係を持ち、また経営を展開させていったのか、以下、具体的に検討を進めていくことにする。

### 一 流通機構の変質 —— 越前国を中心に ——

ここでは、近世中期において、内田氏の商品集荷・販売の方法が大きく変化したことを、越前国内の諸商人との関係を分析することで明らかにする。内田氏は、越前の特産品を集荷し、かつまた、他国産品を越前領域市場に販売するために、福井（福居）・府中（武生）・三国・栗田部という領域市場の中心である町々の商人と特定の関係を結んでいた。特定の関係の内容については、後でまとめるとして、まず内田氏と諸商人との具体的な関係例を、以下に紹介する。

#### a 福井

福井の木田鍛冶町に住む木屋吉右衛門は、遅くとも元禄十二（一六九九）年には、内田氏から「支配金」の名目で金を請取っており、その金額は宝永四（一七〇七）年までに四六八兩に至っている。「支配金」の内容は、以下

に示す史料から、金融（質物御取候金）と商業（商物御買置之金子）とに大きく分けられる。木屋吉右衛門は内田氏の「支配金」を請取って、福井において金融業を取り行ない、あるいは仕入金を託されて商品購入にあたった様子である。

年賦金證文之事

合金 百五拾六兩老步ハ

（元禄十一）  
但卯年ハ段々請取支配金三ヶ一之分也

右ハ去ル卯年ハ我等方ニ而質物御取候金子并商物御買置之金子、彼是取合金高四百六拾八兩三步我等支配仕候所、自分勝手不如意ニ罷成、我儘ニ過半引負申候、然所ニ今度弟彦右衛門引負之内も少々私方へ引請申事ニ御座候へハ、私身体も立兼申ニ付、内々ニ而身上之損仕御託申候義願之通御聞届被下、支配金高ハ三ヶ式御捨、三ヶ一之分年賦ニ被成被下忝存候、然ハ当年ハ来々（享保十六）亥之年迄式拾五年之間、老ヶ年ニ金六兩老步ツ、毎年十一月中ニ相立可申候、万一老ヶ年ニ而も相滞義候ハ、土蔵并質物貸方商物共ニ老錢も不残帳面共ニ相渡、猶又我々兄弟三人之身命共ニ相渡可申候間、いか様共貴殿ノ思召次第ニ可被成候、其節何様ニ被成候而も少も異儀無御座候、且又只今外之借金も御座候、若其方ハ何角被仰六ヶ敷義殿候ハ、先年之通之金高を以可被成候、為其別證文目錄共ニ相渡置申候、為後日年符證文仍如件、

十一月

吉右衛門

伊兵衛

半七

これは宝永四年十一月付で内田氏に差出された年賦金證文であるが、負債の三分の二を帳消にすることで優先権を

得た内田氏の債権が他の債権者に脅かされないように、同時に別證文目録として木屋吉右衛門の負債のすべてが書上げられ差出されている。

寛

一金三十五兩

大津屋

一金三十兩

出蔵

一金拾兩

還作

一金百五兩

岩本矢部小左衛門

一金三十三兩壹分五匁

内田吉右衛門

一金貳拾兩

内田宗寿

一金十兩

善右衛門

一金四百兩ハ

但質物取置候金子之分

一金四拾八兩ハ

但仲間商物買置申金子

一金五兩ハ

利付證文ニ而預り金

一金三兩ハ

油かす買金ニ而預り

ズ 六百九拾九兩壹歩五匁

右之通我等借金只今相改有之候、此外壹兩も無之候、後日右之外ニ貸有之由申出候共、割賦之人數へハ入不申候、為其只今借金高書立相渡申者也、

宝永四

吉右衛門

表(1) 木屋吉右衛門関係略年表(1)

元禄11年	金 36兩	ふくい仲間商ニ
〃 12〃	〃 300〃	福居質
	〃 60〃	福居仲間
〃 13〃	〃 400〃	ふくい質ニ有
	〃 80〃	同仲間物ニ有
〃 14〃	〃 400〃	ふくい質ニ有
	〃 80〃	同仲間物有
〃 15〃	〃 500〃	福居質
	〃 70〃	福居仲間
	〃 90〃	木田へ渡有
〃 16〃	〃 500〃	木田
〃 17〃	〃 430〃	木田
宝永2〃	〃 400〃	木屋
〃 3〃	〃 400〃	木屋
〃 4〃	〃 400〃	木屋
	〃 450〃	木や吉右衛門不埒
〃 7〃	家二軒代	福井木や吉右衛門

元禄5年～宝永8年『内証覚帳』から作成。

合計六九九兩余の木屋吉右衛門の全負債のうち、内田吉左衛門の父親宗寿分も含めた四六八兩が、内田氏からの負債であり、全体の六七％に相当する。また、内田吉左衛門の同族の矢部（野辺）小左衛門・内田吉右衛門・（中条）善右衛門の分を含めると、全体の八八％に相当する。右の木屋の負債状態から見て、木屋の経営に占める内田氏の出資金（支配金）は大きな比重を持っていたものと考えられる。

ところで「支配金」とは、いかなる性格を有していたのであろうか。内田氏から引請けた木屋は「我等支配仕候」もので、勝手不如意になったことから、「我儘ニ過半引負申」すことのできるほど、木屋に裁量権があったということである。内田氏は「支配金」に関してその運用・管理を木屋に委ねていたと見ることができよう。もつとも、木屋は「支配金」によって購入した商品から売

伊兵衛  
半七

買差益による商業利潤を得られるものではなく、恐らく、商品の蔵敷や口銭を含めた支配賃を得たものと思われる。木屋に関する史料から支配賃を直接に示すものは見出せないが、後述する三国の蠟燭屋理右衛門の支配賃の例から推定されるものである。

さて、右の宝永四年の証文二通は木屋の立場からの内田氏との関係を示したものだ、これに対して内田氏の立場からは、木屋との関係を、「木や吉右

表(2) 木屋吉右衛門関係略年表(2)

正徳6年	金 40両	木屋ニ布有
享保3年	〃 25両	布木屋ニ渡シ有
	銀 900匁	らう、木屋
〃 8年	〃 3,600〃	木屋ニ布代内渡シ有
	〃 1,010〃	菜種・漆実木屋
〃 9年	〃 2,460〃	冬買布代渡し木屋ニ
	〃 1,440〃	木屋ニらうり代3月切かし有
	〃 2,800〃	くり綿、福井木屋ニ
	〃 600〃	漆実 〃
〃 10年	〃 3,420〃	冬かい布木屋渡シ
〃 11年	〃 3,596〃	木屋ニ晒地布代渡有
	〃 315〃	油、ふくい木屋ニ
	〃 1,800〃	漆実木屋ニ
〃 13年	〃 7,306〃	漆実木屋ニ
	〃 3,090〃	〃
〃 14年	〃 10,500〃	雑、木屋

【毎春勘定覚】から文言をそのまま抜き出して作成。後掲表についても同様である。

いたものと考えられる。また、漆実（蠟の原料）も同様にして内田氏の指示によって集荷されたものであろう。他

方、販売に関しては、木屋は菜種・線綿・油という他国産品の販売を内田氏から委任されていたことがわかる。

福井の商人では、内田氏は木屋吉右衛門のあと、塩屋善兵衛と丸屋次良兵衛の二人と密接な関係をもつことになった。享保十四年で、内田氏の史料から木屋の名前は消え、享保十八年から塩屋、享保二十一年から丸屋の名前が頻出し始める。恐らく、福井におけるこれまでの木屋の役割りは、塩屋・丸屋にとって代わられたものと推定できる。勿論、新たな二商人に対して、宝永四（一七〇七）年迄木屋に行なった「支配金」委任の方式は行なわれず、

衛門「不埜」（宝永四年）と書き記している。元禄五年から内田吉左衛門宗敬によって毎春の店卸しが記帳された『内証覚帳』に見出せる木屋吉右衛門に関する事項だけを文言そのままに抜き出して整理したのが表(1)である。この宝永四年の木屋吉右衛門「不埜」をさかいにして、内田氏と木屋との関係は変化し、それまでの「支配金」と呼ばれる方式はその後行なわれなくなり、正徳六（一七一六）年から享保一四（一七二九）年の間、表(2)のごとく、例えば享保九年「冬買布代渡し木屋ニ」とあるように、内田氏の直接の指示によって特定商品の購入のための出資が行なわれるようになった。特にこの時期の、福井における布の集荷の中心的役割を木屋が担って

内田氏の直接指示にもとづいた商品（布が中心）の売買が担わされている。

預り申證文之事

一 現蠟四駄 印物

正目百六拾四貫匁

一 平木布 七百反

一 菜種 貳駄

ノ

右之通預り申候、何時ニ而も御用次第相渡し可申候、為後日如此御座候、以上、

寛保三年亥極月廿八日

塩屋善兵衛㊦

受人 宇兵衛㊦

内田吉左衛門様

塩屋は右の史料のごとく、内田氏の所有する商品を「何時ニ而も御用次第相渡」す条件で預っており、塩屋からの他の同種の証文では、「我等蔵へ入儲預り申処実正也、則御指図次第売払可申上候、為後日蔵預り証文仍如件」と記され、蔵に預っている商品は、内田氏の指図次第で売払うことが確約されている。かつての「支配金」の方式に比べ、この「蔵預り」の方式は内田氏の意図が自在に働き、塩屋は内田氏の商品について蔵敷料とその間の手数料を得るのみで、売買差益に基づく商業利潤を得るものではなかった。自己資本によって商業利潤を得ることをしない塩屋は、内田氏に対して一定の従属性を持っていたと見ることができ、その従属性の原因は何であったのか。もう一人の丸屋次良兵衛の場合には、丸屋が潰れるところを内田氏の資金で持ち直した、ということからその従属

性が始まったと見ることが出来る。次の史料の如くである。

借用仕候銀子之事

一銀合 老貫五百匁也

右者当夏私手前不仕合ニ付身上相仕廻可申之所、御願申上候得ハ御聞届之上右之銀子御かし被遊被下、諸方指引等首尾能相調難有忝奉存候、（後略）

寛保元年酉極月

丸屋 次良兵衛<sup>㊦</sup>

同 長兵衛<sup>㊦</sup>

請人いなつ屋伝右衛門<sup>㊦</sup>

内田吉左衛門様

右のように内田氏から大きく借金をして、他からの借金返済を済ませた丸屋は、内田氏の資金を受けて商品購入をし、その商品を蔵預りする業務を行なっていた。

蔵預り一札之事

一木布式千百五拾三反也

右者御買入之木布、我等蔵に預り置申候、何時成共御差図次第ニ相渡シ可申候、為後日蔵預り證文仍而如件、延享二年丑閏極月

丸屋 次良兵衛<sup>㊦</sup>

同 長兵衛<sup>㊦</sup>

内田吉左衛門様

ほとんど同様な性格をもつ塩屋善兵衛・丸屋次良兵衛に対する内田氏側の指示の内容は、「冬買代 木布福井ニ有」

・「冬木布六三七七反代 三五貫六二六匁 丸屋・塩屋・加藤三軒ニ有」というように『毎春勘定覚』に記されており、つまり布仕入を担当させる買付問屋としての業務を内田氏は丸屋・塩屋に担わせていたのであった。

しかるに、この両者はともに宝暦年間に至り、さらに内田氏に多大な借金をすることになった。まず塩屋善兵衛は、宝暦五（一七五五）年十二月付で、内田吉左衛門から文銀二貫八〇五匁、矢部小左衛門から七〇五匁、あわせて三貫一〇匁の借金の一五年賦返済を願って聞き入れられた。この借金額は「御売物代銀并御預ケ物代銀指引勘定仕候処、私今年不仕合ニ付当銀を以相済申義難仕ニ付」生じたものである。つまり、内田氏等より預かっていた商品の販売代銀の決算時に欠損が生じたものである。さらに塩屋は、宝暦八年二月付で、銀四七五匁七分を、これまた十五年賦返済を願っている。この銀高は、「木綿代・酒代・蠟・利足取らん」を「現銀を以御勘定可仕様御約束申上候」ところ、「不如意之私故御算用可申上手立無御座候」と、現銀で内田氏に納入すべきところが不能になり、五年賦返済を願ったものである。先の宝暦五年からの年賦関係は毎年の業務を続けていく中で、手数料や蔵敷を宛てて返賦（毎年銀二三三四匁）する予定のところ、三年を経ずして、毎年の商い決算に不足分を生じ、先の借金額の上に、さらに借金を重ねたものである。この宝暦八年二月付の証文を最後に、塩屋善兵衛と内田氏との関係は絶たれた。

一方、丸屋次郎兵衛は、先述の如く寛保元（一七四一）年に一度内田氏から借金をして身代の潰れるのをくいとめ、商いを続けてきたが、宝暦四（一七五四）年再び不如意になった。丸屋は宝暦四年の不如意によって、内田氏からの預かり物を「不埒仕、過分御損料」を掛けたために其後、内田氏の御用は差し止めになった。しかし、すでに丸屋は内田氏と矢部氏の買付商人としてのみ身代を維持してきたのに、これも差しとめとなっては潰れることが必然となる。そこで宝暦六年、丸屋は内田氏等に願入って、「前之通布問屋御用等被仰付被下候様ニ達而御頼申上」たところ、両氏に聞入れられ、「白布之分御買口」を委ねられた。そこで丸屋は「吟味仕候而御買物随分念

表(3) たばこ屋清兵衛関係年表

宝暦10年	銀 198 匁	塩屋買残り木綿44反たはこ屋ニ有
〃 14〃	〃 1,209.2〃	巳7月たはこ屋かい種50表買元ニテ
明和7〃	〃 412 〃	ろうたはこ屋に敷銀出し
安永4〃	〃 5,427.6〃	午冬買木布之分、尤た清、茶瓮、清七〇買候分
〃 6〃	〃 396.5〃	蠟た清方敷銀渡し
	〃 1,500 〃	同人方線綿2本質ニ取置
	〃 1,000 〃	生蠟2駄質ニ
	〃 2,000 〃	白布514反質ニ
〃 8〃	〃 1,000 〃	生蠟2駄た清方
	〃 4,789.8〃	晒地1,061反、た清、茶瓮并七左門方へ渡銀
〃 9〃	〃 4,746.5〃	た清方ニて生布
〃 10〃	〃 2,215 〃	た清方ニて晒地買候分た清預ケ500反
	〃 252 〃	同所ニて生作60反買候分此方ニ有
天明2〃	〃 720 〃	た清方ニて下白180反預ケ有
	〃 1,200 〃	塩た清
〃 3〃	〃 1,194.5〃	※爰ニ買白228反、た清〇来分
〃 4〃	〃 4,461.4〃	爰ニ買白828反、た清〇来ル

【毎春勘定覚】から作成。※ 爰（ここ）は越前国五箇村内田氏の手元を意味する。

入、倉末之取扱無之様ニ」はげむ、と一札書き入れている。しかし丸屋の身代は間もなく潰れた模様である。

塩屋・丸屋がこの宝暦期に時を同じくして身代不如意に陥った原因が何か、興味深いが詳びらかにはなし得ない。しかし、いずれにしても、この時期を最後にして塩屋・丸屋の福井における内田氏の布買付問屋の機能は終わった。

次に、塩屋・丸屋との関係が絶たれた後、引き続きように宝暦一〇年には内田氏はたばこ屋清兵衛と福井における中心的な取引を開始した。『毎春勘定覚』に見出せるたばこ屋清兵衛関係の事項を抜き出したのが表(3)である。木綿・種・蠟・冬買木布・晒地・塩などの商品を、内田氏がたばこ屋清兵衛本人やたばこ屋を介して購入し、これら商品をたばこ屋に置いていることがわかる。『万覚書』に記された明和四（一七六七）年三月改の「たばこ屋清兵衛方ニ而大坂行布懸物覚」によれば、布一三二反入

近世中期における商業経営の変質（高埜）

表（4） 津田与次右衛門関係略年表

元禄 5 年	金 15 両	線綿貸与次右衛門
宝永 5 〃	〃 320 〃	府中与次右衛門
〃 7 〃	〃 40 〃	府中与次右衛門へかし
〃 8 〃	家 2 軒代	府中与次右衛門
享保 8 〃	銀 11,100 匁	爰、府中に有布
〃 10 〃	〃 880 〃	府中ニ晒地有
〃 11 〃	〃 1,087 〃	府中ニ晒地残り布、手前作り残り
〃 12 〃	〃 4,790 〃	府中冬買布代渡し有
〃 13 〃	〃 4,740 〃	布、津田方冬買布代渡し置
〃 14 〃	〃 600 〃	府中へ布代渡し有
〃 15 〃	〃 600 〃	津田ニ布代渡し有
〃 16 〃	〃 4,200 〃	福い府中平木かい代
〃 17 〃	〃 4,800 〃	福い府中冬買布代嶋布共ニ
〃 18 〃	〃 14,301 〃	福い府中冬買布代
元文 2 〃	〃 1,298 〃	府中平木330反代有
〃 4 〃	〃 2,381 〃	晒地嶋330反、生嶋57反代 津田ニテ
寛保 4 〃	〃 129 〃	亥年津田ニテかい申候糸代、糸目527匁
延享 5 〃	〃 1,844 〃	津田ニ晒嶋有、但丑冬買ノ内卯年江戸へ遣候残 370 反代、尤かい元ニ晒ちん損と立て
寛延 4 〃	〃 1,076 〃	午 3 月買晒地200反 津田ニ有
	〃 408 〃	午冬買染地100反 津田ニ有

〔内証覚帳〕・〔毎春勘定覚〕より作成。

一箇を二箇一駄として、一駄に懸る費用合計七四匁三分七厘（商品代金そのものは含まれず作人足代・縄・蕪代など）のうち四五匁は「福井る伏見迄駄ちん」と記され、福井のたばこ屋清兵衛方で荷造り後、大坂迄荷送りしていることが判る。特に安永四（一七七五）年以降、内田氏は「た清方ニて晒地買候分 た清預ケ」の如く、たばこ屋から布を購入してそのまま預けておくか、「た清る来候」如く、福井のたばこ屋から布を五箇村の内田氏に運ばせるかしている。

**b 府 中**

府中（現在の武生市）の商人では、宿明町に存した津田与次右衛門と、内田氏は元禄と宝暦の期間、密接な関係を持った。表(4)を通して判ることは、津田氏は享保一〇

（一七二五）年から寛延四（一七五二）年までの二七年間は、内田氏の布集荷のための、府中における買付問屋であったと判断できる。特に「津田に布代渡し有」という記述からすれば、これは自己資金で津田氏が既に集荷していた布を、内田氏が津田氏から購入するというのではなく、はじめから内田氏の資金で津田氏が布集荷にあたっていたことを示している。しかも「冬買ノ内卯年江戸へ遺候残三七〇反代」（延享五年）とあるように、内田氏の資金で購入した布は、津田氏のもとにあり、そこから江戸へ送荷されたことがわかる。

では、なぜ津田氏は独自の資本で布購入をなし得なかったのか、また、内田氏はなにゆえ津田氏を介さずに独自に直接、布を集荷しなかったのでしょうか。津田氏は既に元禄十六（一七〇三）年には、内田氏から銀一貫二〇〇匁を借り受け、「右者我等為御合力御貸被下忝慥ニ借用申商物仕込仕候処実正也」と証文を残しており、この段階で商物仕込の資金援助を受けている。しかし、さらに津田氏はそれから二年後の宝永二年に、内田氏から大きく累積した借金を年賦で返済したいと、次の証文を書き入れている。

年賦銀証文之事

銀合五貫七百五拾匁也

右者私分限ニ不応商物買置大分損銀仕、可致様無御座候ニ付、貴殿を御預ケ被置候糸質并御買置之布引明、私商損領の方へ入込ニ仕、我儘成仕方申分も無御座、就夫、御公儀様江可被仰上旨御尤至極ニ奉存候、然共只今左様ニ被仰上候へハ、私義如何様之難儀成可申も不存、迷惑至極ニ奉存ニ付、年符相願一門中共ニ御託言申上候處、親与次右衛門全相勤申筋目を以御不便被加、早速御承引被成被下候段、忝奉存候、左候へハ老ケ年ニ銀子貳百参拾匁宛、当年を来酉ノ年迄貳拾五年ノ間、毎年十一月中ニ相立可申候、（後略）

宝永貳年酉四月

本人宿明町 津田与次右衛門<sup>④</sup>

同 同 与兵衛<sup>④</sup>

（請人六名略）

内田氏が津田氏から購入して預けておいた布や糸を、津田氏の独自の商いの失敗の穴埋めに流用したことを右の史料は示している。この犯罪行為を詫びるとともに、あわせて借金を二十五ヶ年賦で返済するよう願っている。この際、津田氏は府中本町の家屋敷と宿明町の居屋敷・土蔵を担保として、別紙証文二通を内田氏に差し出している。

内田氏と津田氏との関係において、元禄五（一六九二）年に「金十五両計 繰綿貸 与次右衛門」の如く、既に行なわれていた取引は、宝永二年の年賦証文までは、津田氏が独自の資本で買置いていた布を内田氏が購入したものであるが、宝永二年の借金をさかいにして変化があったものと考えられ、享保十二（一七二七）年からは「府中 冬買布代渡し有」のように、内田氏が自己の布購入の意図のもとに資金を津田氏に前渡しして購入させるようになったことが判る。この宝永二年の借財が津田氏の経営を内田氏の前貸しを受ける布買付商人へと変質させた大きな要因であったことは否定できまい。

では、内田氏はなにゆえ津田氏を介して布購入せざるを得なかったのであろう。享保十七年九月二七日付で、津田与次右衛門・与兵衛の父子は岩本村吉左衛門・栗田部村次左衛門に宛てて、さらに銀六〇〇匁の借銀証文を差出している。この借銀は津田与次右衛門の甥が他商人の下で引負をしたのに対して弁銀を命じられたものである。しかし、津田氏自身も既に負債を持つ身であるから「私、共ニ相潰レ申事ニ罷成、左候へハとい屋職も相動リ不申」と、甥ともども潰れて問屋職が勤まらなくなる。これではこまるので、甥の負債分を内田氏等から新たに重ねて借銀させてもらい、そうすれば「当分問屋職も不相替相動」ることが出来る、と願入っている。津田氏は問屋職を勤めていたがゆえに、それをもたない内田氏は、津田氏を介することによってしか布集荷が出来なかったものであろう。

その後、津田氏は宝曆元（一七五一）年十一月付で銀一二〇匁の十ヶ年賦証文を内田氏に差出しているのを最後に、史料上からは、内田氏との関係を絶った様子である。

c 三 国

三国では、松ヶ下町の蠟燭屋理右衛門との関係が密であった。内田氏と蠟燭屋との関係を端的に示す史料を二点、まず掲げることとする。

預り支配申金子之事

合金式百兩ハ 但小判也

右ハ髓ニ預り質物請払支配仕候所実正也、尤別紙時々ニ蔵預状何通も遣候へ共過不足御座候間、紛無之様ニ金高都合如此巻紙ニ認め相渡申候、就夫支配賃として巻ケ月金拾兩ニ付銀五分ツヽ可申請筈、利足之義ハ先方ヲ取申通ニ急度算用可申候、若遅滞御座候ハ、如何様ニも可被仰付候、其時少も異議申間敷候、為後日質物金預り支配申證文、仍而如件、

元禄十四年巳ノ霜月八日

三国蠟燭屋理右衛門印

右之内百兩ハ午三月ニ請取申候

（懸紙）「利月ニ三拾三匁ツヽ申ノ五月六日本銀老貫九百八拾匁」

預り申塩之事

一初塩九百五拾表 但六貫匁塩也

一同 三百式拾五表 但三貫匁塩也

ノ千式百七拾五表

右者鍋屋徳兵衛と申者之塩、其方へ質物ニ御取被成候を、我等蔵ニ入置儘ニ預り申所実正ニ御座候、何時成共其方御用次第ニ急度相渡し可申候、為後日之塩蔵預り手形、仍而如件、

元禄十七年

三国らうそくや

申ノ五月六日

理右衛門㊦

内田吉左衛門様

蠟燭屋理右衛門は、右の後の史料「預り申塩之事」の如く、鍋屋徳兵衛が内田氏から塩を質物として銀一貫九八〇匁を借り受けたあと、その質物である塩（一、二七五匁）を蠟燭屋の蔵に預り、鍋屋から利子（月三三匁）利月約一分七厘）を内田氏に代わって取り立てることを業務としていた。蠟燭屋は、このような蔵預り証文を何通も内田氏に宛てて遣わしているが、過不足もあるので、すべての合計を一紙としてあらためて証文を差し出したものが、前の史料「預り支配申金子之事」である。前の史料の如く、「預り質物請払支配仕」る業務によって、蠟燭屋は内田氏から「支配賃として壹ヶ月金拾兩ニ付銀五分ツ」、すなわちこの場合ならば支配金が二〇〇両であるから、月に銀一〇匁づつ受取る契約であった。この支配賃は、質物を保管する蔵敷料と利子取立ての業務にもとづくものと言える。

内田氏は元禄十四（一七〇一）年頃から三国において、蠟燭屋を通して右に述べた方式で金融を中心にした活動を行なった。もっともそれは金融のためだけではなく、質物にとった商品や、三国で購入した商品を、販売の時宜になつた時に「何時成共」売捌く商業活動も行なっていた。いずれにしても、蠟燭屋の性格は、福井の木屋吉右

表(5) 蠟燭屋理右衛門関係略年表

元禄15年	金	100両	三国有
〃 16〃	〃	160〃	三国
〃 17〃	〃	160〃	三国
宝永2〃	〃	160〃	三国
〃 3〃	〃	30〃	三国
〃 4〃	〃	30〃	三国
〃 7〃	〃	113〃	三国米
〃 8〃	〃	〃	三国利右衛門いろいろ有
享保15〃	銀	369〃	大豆三国ニ
〃 17〃	〃	4,647〃	線綿福井三国ニ
	〃	700〃	塩三国ニ

【内証覚帳】・【毎春勘定覚】から作成。

衛門の支配金方式（元禄十二年から宝永四年の間）と同様、内田氏から支配金を委託され、金融・商業を行ない、その業務に見合った代償としての支配賃を受け取る、という内田氏の出店的性格を強く持っていたものであったと言える。

この支配金方式がいつまで続いたかは不明だが、表(5)のごとく、享保十七（一七三二）年に三国に線綿・塩が置かれているのを最後に、この頃、取引関係そのものが絶たれた模様である。もっとも、支配金方式はあるいは宝永年間までであったろうか。この点については具体的な素材に恵まれない。蠟燭屋は、享保二十年三月、三国の大火で類焼し、この際銀三〇〇匁の借金（年賦返済）を内田氏から受けているが、これを最後に三国蠟燭屋理右衛門の名前は、内田氏の史料に現われなくなる。

二回）取引が行なわれたことが『毎春勘定覚』に見出し得るのみである。その他の三国商人とは、その後、ごくまれに（延享五年・寛延二年の

d 粟田部

内田氏の居住する五箇村に最も近接した粟田部には定期市が立っていたと考えられている。この粟田部には、内田氏と婚姻関係を持つ木津作左衛門と灰谷徳右衛門とが存在し、内田氏と商品取引や当座帳を通じて金の貸借もごく親しい関係で取り行なわれていた。灰谷氏については不明だが、木津氏については『毎春勘定覚』の処々に散見

し得る。木津氏は、福井・府中・三国の商人の場合と異なり、内田氏からの資金繰りを受けるといふような商人ではなく、いわば内田氏に匹敵する商人として布商いを行なったり、あるいはまた、内田氏が木津氏より絹糸や蠟を購入している例も見られる。

ところでこれ迄、藩領域の主だった町々である福井・府中・三国・粟田部の内田氏と関係をもっていた商人たちの性格を検討してきたが、それらは主に布の集荷と、他国産品を中心にした種々の商品の自国内販売を通じての内田氏との関係であったと要約することができよう。この集荷した布を、内田氏は晒しに出していたのだが、次に、付随して内田氏の布晒しに関する内容と、さらに、布以外の自国特産品である蠟の集荷について、ここで簡単に触れておきたい。

請取相定申晒布連判証文之事

一晒布面々請取申処実正御座候、然上者随分吟味上晒仕、出来次第御差図方迄相渡可申候、若晒気入不申候ハ、幾度ニ而も御返シ可被成候、急度上晒ニ仕相渡可申候、万一水損火難盗難ハ不及申、連判之内分失仕候ハ、布代銀を以相済可申候、自然本人相滞候ハ、連判中る相弁、少も御損懸申間敷、第一布晒申儀ハ御納所方江助力ニ罷成候ニ付、庄屋長百姓致連判、如此証文相渡申上ハ毛頭違変無御座候、然者当年も何年ニ而も晒布請取申間ハ此証文御用可被成候、為後日仍而連判証文、如件、

享保十四年

西ノ三月十七日

荒木村庄屋 利兵衛<sup>㊟</sup>

長百姓 利右衛門<sup>㊟</sup>

与 助<sup>㊟</sup>

(以下二三名連印略)

岩本村 矢部小左衛門殿

同所 内田吉左衛門殿

粟田部村 木津作左衛門殿

同所 灰谷徳右衛門殿

右と同文言・同日付で、他に稲津村庄屋長百姓四二名連印・上稲津村七名連印・松成村一六名連印の証文一通と、梅野村庄屋長百姓三七名連印の証文一通とが差出されており、合わせて三通が上包に入れられている。上包表書には「享保十四年頃いつ迄も用候筈ノ文言書入有 稲津梅野荒木三ヶ村晒布請合庄屋長百生惣晒屋連判証文三通有」と記されている。

右の史料の宛名書きからも、本津氏・灰谷氏は矢部氏とともに、内田氏と並び立つ商人であったことがわかる。さて、右の史料は三ヶ村（現在福井市域で足羽川沿岸）の晒屋と村役人が連印で、四商人から請負った布を晒す際の証文である。請負の条件は、四商人から預った布を失った場合には布代銀を個人で弁償する、個人で負えない場合には連印の者どもや、さらには村として弁済する、というもので晒賃についてはここでは記されていない。また、今後布晒し請負の節は、この条件で続けられることが約されている。

この後、時代は下るが天保四（一八三三）年にはほとんど同内容の契約で、西左衛門・孫助・七郎兵衛（何村かは不明）より内田吉左衛門宛てに「請合相定預り申晒布証文之事」が差出されている。この場合には、「其御村太良兵衛殿以取次晒布預り申候」となっており、内田氏と晒職人との間に取次が介在していたことがわかる。

さらに天保十二年には、村国村（現在武生市域で日野川東岸）源右衛門という晒職人は「私儀先前晒布職井小商内仕来候」ところ、晒布は五ヶ村・粟田部・府中等より年来晒方引受てきた。とくに岩本村内田善四郎からは多

分の事であった。しかるに、去ル、天保九年、内田氏より晒方ニ預っていた布式百七拾反余を、府中表の質屋共方へ預けて銀子借受け、抛ない要用に用いたあと程なく受戻す積りであった。しかし、商内方で不時之損失仕り、其上、近来之年柄極難渋之事共追重り、質流れしてしまったので、弁済については、「以前之通り同人方る布遣し呉候ハ、右布代方へ晒賃六歩指入候而急度皆済可仕候、猶又残り四歩ニ而何様ニも露命相繋忍耐仕度奉願上候」と、二七〇反余の布代の弁償は、今後の晒賃で返済したいと嘆願している。

享保期と天保期とに布晒を内田氏がさせていたことは明らかだが、では、その両期間内についても継続して行なわれていたのであろうか。『毎春勘定覚』の検討から、「爰ニ有晒地」と同内容の記載を抽出すると、享保一一・二〇年、延享四・五年、寛延四年、明和七・九年、安永五・八年、天明二・八年に見出され、例えば「爰ニ手晒」・「爰ニ作置手白」などと記されおり、爰、すなわち内田氏の蔵に手晒が置かれていたことがわかる。これらは、「買白」（＝晒した布を購入したもの）とは区別されている。史料の制約から天明八年から天保四年まで約五〇年間のへだたりがあるが、恐らく、享保期から天保期の間において、毎年々々恒常的に布晒しを行なわせていたといふよりも、手問賃とのかねあいで晒させることが有利な年に、行なわせていたと考えられそうである。

次に蠟であるが、蠟は会津・肥前などの他国産品については江戸・大坂などで購入するが、これについては後述する。自国産蠟は、府中・福井の蠟問屋商人を通して購入する方法と、内田氏が直接、生産地から購入する方法とが存在した。前者については、前述した木屋・丸屋・塩屋・津田に蠟を預け置かせたり『毎春勘定覚』に、福井・府中に蠟を買い置いている年の多くあることや、寛保元（一七四一）年、府中・福井の蠟問屋商人名と商品印とを知らせてきていることから明らかである。<sup>10)</sup>

後者について、すなわち内田氏が蠟生産地から直接集荷する例を次に示そう。

預り申蠟之事

蠟合七拾五貫目ハ 但上々打貫蠟也

右者其方御買置蠟、我々蔵ニ入儘預申処実所也、何時成共御差図次第急度相渡可申候、為後日蠟預状相渡申所、  
如件、

宝永三年戊十二月二六日

文室村 勘左衛門㊦

同村 勘兵衛㊦

同村 仁兵衛㊦

右之方ニ銀子壹貫七百匁儘請取申候、来亥五月切二月壹歩三宛加利足元利共ニ急度返済可申候、以上、

勘左衛門㊦

勘兵衛㊦

仁兵衛㊦

右の史料は、内田氏が銀一貫七〇〇匁を貸し付け、その担保として蠟七五貫目を押えたとも理解できなくはないが、商品を「何時成共」渡すということからすれば、実質的には蠟を購入して蔵預りにしていた、と内田氏の意圖を理解すべきであろう。しかるにその後、「何時成共」渡される筈の蠟は、一向に内田氏に渡されず、ついに訴訟になっている。ところで、右の史料の二年前の宝永元（一七〇四）年、文室村勘左衛門ら三名から内田氏に差出された証文の反古が残されている。その証文は「預り申漆実之支」の表題で漆実合二一〇貫目を銀三貫五〇〇匁で勘左衛門らが売り、これを蔵に預り置くという内容のものである。山間部の文室村の三名は、漆実（蠟原料）・蠟を  
実質的には内田氏に販売し、商品を蔵預りしていたという関係にあったと捉えられよう。<sup>(11)</sup>

小 括

これまでの検討にもとづき、以下の諸点を確認しておきたい。

①元禄～宝永期、福井の木屋吉右衛門と三国の蠟燭屋理右衛門は、内田氏より「支配金」を預っていた。「支配金」とは、金融と商業とに関して内田氏に代わって福井・三国で質物管理・利子の取り立てや、託された仕入金で商品購入にあたったものである。この「支配金」は託された商人の裁量で運用され、木屋の場合には我儘に過半引負いをしている。蠟燭屋は「支配金」を委任され、金融・商業の業務の代償として内田氏から支配賃（預り支配金の一定率）を受け取っていた。この両者は、内田氏の出店とは言えない（木屋の場合、他からも借金をしているなど）までも、かなりそれに近い代理人的状態にあったと考えられる。

ところで、宝永期で「支配金」方式が終わったと考えられるが、それはなぜであろうか。単に木屋らの裁量にまかせ、引負いを受けることの危険性からばかりではなさそうである。元禄期以前の史料が乏しいので精確さを欠くが、実は、この期間まではそうした方式が市場構造に適應し、有利であったからこそ取られた方式であったと考えられる。福井・三国は五箇村内田氏から見れば府中・粟田部よりも地理的に隔たり、かつ商品流通も多様であったと見られ、その地での金融活動は、その地の人間に託される必要があったことである。さらに重要な点は、当時の商品流通が固定した生産地から固定した市場に恒常的に送られる性格のものではなく、時宜に応じて安価な商品を購入し、その商品をより高い価格の市場ないし時季に、臨機に販売することで売買差益を生み商業利潤を得ることを重視していた時期であると考えるからである。こうした商いのためには、商品の多様に流通し、相場の変動する地、すなわち越前国では三国・福井・敦賀のような地域に居ることが必要条件となる。五箇村の内田氏が、宝永期まで越前国において福井・三国に木屋・蠟燭屋という右の性格の商人とかかる関係を保持していたことは、換言す

れば、宝永期を最後にして、そのような商いの方法を取ることができなくなったことを示しているとも言えよう。

②享保～宝暦期、宝永期までの「支配金」方式を止めて、内田氏は、布購入にあたって享保期以降、福井の木屋吉右衛門、府中の津田与次右衛門に、その冬に購入すべき布代を前渡しをして購入させ始める。木屋は勿論、津田氏もともに自己資金で布を購入した上で内田氏に販売するというのではなく、内田氏から資金を渡され、内田氏の指示に基いて購入するという、いわゆる買付商人となっていたことが注目される。

享保十四年を最後に、木屋と内田氏との関係が絶たれた後、塩屋善兵衛・丸屋次良兵衛が津田氏とともに、その後、宝暦年間まで布の買付を行なう。これらの布の買付商人は、本来は布問屋であったものの、身代潰れるところを内田氏より借金を受け、買付としての業務を続けていたものである。

また、享保期以降、内田氏は晒地を購入し、布の晒しを晒職人（晒屋）に請負わせ、商品価値を高めることも行ない始めている。なお、木屋・丸屋・塩屋・津田氏らの商人は、布の買付以外に、越前産の蠟を購入したり、内田氏の購入した他国産品の販売も行なっていた。

## 二 流通機構の変質 —— 三都を中心に ——

越前国の特産品を販売し、かつまた他国産品を購入するため、内田氏は、江戸・京都・大坂などの商人たちと特定の関係をもった。ここでも、各地についていくつかの具体的な例を示しながら検討していくことにする。

### a 江戸

内田氏の元禄五（一六九二）年から宝永八（一七一一）年に至る『内証覚帳』には、金融業・商業に関する諸項

近世中期における商業経営の変質（高埜）

表(6) 「江戸ニ有」金額と惣メ合計金額

	「江戸ニ有」金額	惣メ合計金額	江戸ニ有惣メ合計×%
元禄 5	1,700兩	4,318兩	39.4%
6		4,268	
7	1,800	4,580	39.3
8	2,100	4,902	42.8
9	2,190	4,845	45.2
10	2,339	5,228	43.9
11	2,210	5,640	39.2
12	2,210	6,025	36.7
13	3,480	6,440	54.0
14	3,720	7,092	52.5
15	4,110	7,489	54.9
16	2,950	7,745	38.1
17	3,415	8,265	41.3
宝永 2	2,850	8,851	32.2
3	3,140	8,975	35.0
4	3,200	5,226	32.8
5	1,528	5,231	29.2
6	1,316	5,596	23.5
7	1,442.3	5,686.1	25.4
8	1,502.2	5,421	25.8

【内証覚帳】から作成。

目についての金額が記されているが、その中に「江戸ニ有」という項目がある。連年の「江戸ニ有」る金額と、「惣メ合計」金額と、「惣メ合計」金額に対する「江戸ニ有」る金額の占める比率を示した表(6)に明らかのように、この期間、江戸に有った金額は、内田氏の経営にとつて量的にかなり重要なものであり、特に元禄十三〜十五年は惣メ合計金額の過半を越えるほどの中心的なものであった。内田氏には、江戸に出店があったという記録は一切ない。ではこの「江戸ニ有」る金額は、どのような内容を持ち、誰の手によって運営されたものであろうか。

この金額の性格を検討する史料としては、宝永五〜七年の『店卸帳』（これは、右の『内証覚帳』と異った書式で、この三ヶ年のみ重複して存在している）がある。表(7)は、その「江戸ニ有」る金額の細目を示したものである。

宝永五〜七年は、「惣メ合計」の中で二〇%台におちこんだ時期であり、表(6)の全期間中、あるいはそれ以前から

存在していたであろう「江戸ニ有」る金額の内容を等しく伝えていくかどうかどうかは判断がつかかねるが、およその性格を伝えてみると考えてよからう。表(7)のうち、取扱商品の中で布・紙は越前国から送荷されたものであろう。内田氏が奉書生産地五箇村に在りながら、宝永五・六年に江戸に紙を持たなかったことの理由は、同年まで五箇村

表(7) 「江戸二有」金額の細目

		宝永5年	宝永6年	宝永7年
ろ	う	金 13両	金 12両	
真	綿	〃 50〃	〃 49〃	金128両1分
布			〃 45〃	〃 69.1
繰	綿			〃 40.3
紙				〃 274.2
判	元	〃 535〃		
西	村	〃 70〃		
津	殿	〃 110〃		
大	膳	〃 30〃		
山	本		〃 200〃	
久	寺		〃 200〃	
中	岡		〃 300〃	
金	貸			〃 630〃
し	丁	〃 350〃	〃 300〃	〃 300〃
和	丁	〃 270〃		
葺	丁	〃 100〃		
小	計	〃 1,528〃	〃 1,206〃	〃 1,442.3〃

「店卸帳」から作成。

表(8) 内田氏判元出資金額

	判元貸付	判元時貸し	判元出資計
元禄16	1,650両	0両	1,650両
17	2,310	150	2,460
宝永2	2,590	150	2,740
3	2,590	300	2,890
4	2,590	300	2,890
5	*1,840	450	2,290
6	2,000	0	2,000
7	900	0	900
8	0	0	0

\* 「判元ニテ740両不足」と記されている。

拙稿「幕藩制中期における生産者支配の一形態」（『日本歴史』354号）から引用。

における福井藩紙会所（専売）制度の判元出資を行っており、内田氏個人として紙の自由販売を行なえなかったためである。また宝永五年の「判元」五三五両は、判元として出資した金額（紙）を示すと考えられる。しかし、表(8)の如く、内田氏は事実上、宝永七年から紙会所への判元出資を引き抜き、翌年にはゼロになっている。その宝永七年には、江戸ニ内田氏個人の紙の項目として二七四両余が書き上げられている。紙・布以外の取扱商品である蠟は、越前産か他国産かは判断できない。しかし、真綿・くり綿は他国産の商品であり、真綿・くり綿生産地の買問屋から購入・送荷したもので、江戸の売問屋に託したものであろう。

次に貸金であるが、「大膳様」は旗本本多大膳<sup>13)</sup>に対するものである。本多大膳に対しては元禄五年以来、貸金や為替を行なってきたが、宝永四年に「金四百六拾五両 大膳様不埒」と記される如く、内田氏の貸付金は本多氏に

よって切り捨てられたものと考えられ、表(7)の金三〇両は前年までのこうした関係を背景にした数字である。

「山本、久保寺、中岡」に対する金貸し、あるいはまた「西村殿、津村殿」に対する金額についてはその性格を判断しかねる。ただし「久保寺」、「西村殿」が江戸の紙問屋西村や布問屋久保寺であるならば、商品の仕切り残金額かも知れない。また、「志ほ丁、和泉丁、葺屋丁」とは何であろうか。江戸の日本橋塩丁、和泉丁、葺屋丁の住人に対する金貸しとも考えられなくはないが、それよりも、『内証覚帳』の宝永八年・正徳二、六年に「江戸家質有り」の事項があることからして、各丁に内田氏が町屋敷ないしは家質を持っていた、と考える方が妥当であろう。

さて、表(7)の検討からわかる通り、「江戸ニ有」る金額とは、内田氏が江戸で商業・金融業を営んでいたことが判明するが、では誰が行なっていたのであろうか。それは、江戸に内田氏の出店がなかったと考えられることと、手代が現金を五箇村まで持参したとの記録が見出されることから、「江戸ニ有」る金の運用は五箇村より江戸に遣した手代を通じて行なわれたと判断される。しかも、この江戸の経営は、五箇村に在る内田氏から大枠での指示があったにしても、比較的独立した形で手代が運営にあたっていたと考えられる。例えば宝永四年、江戸に遣していた手代（彦右衛門、福井木屋吉右衛門の弟）が二二五〇両もの損を出すか、かかる高額の損を、内田氏には「手代の引負い」であると認識されている事から、江戸を半ば別個の経営とみなし、五箇村からは細部の指示と管理は行なわなかったものと考えられる。地理的に、江戸が五箇村より遠隔であったことも一因しようが、何よりも、当時の商品流通が畿内や三河等の商品の生産・集積地域から、江戸や江戸を経由したその他の地域に向けて一本の大きな動脈が流れており、その際、江戸荷受問屋を仲介とし、生産地買問屋を通じて商品を購入・輸送・販売にあたるには、越前国五箇村から時宜にかなった売買の指示を直接下すことは困難であり、手代を江戸に遣わして、手

代の判断にある程度、委ねざるを得なかったためであろう。

右の内容をもった「江戸ニ有」で示される手代に託した経営は、表(6)のごとく、宝永四年以前三千兩以上あり、惣々合計の約三〇五割を占める内田氏の経営全体の中心的な位置を占めていたが、宝永四年の手代の引負い後減少し、宝永五年以降は一千兩代になり、惣々合計の中でも二割余を占めるに過ぎなくなった。そして正徳六（一七一六）年からの『毎春勘定覚』では、単に「江戸ニ有」という漠然とした項目は無くなり、商品ごとに、あるいは問屋ごとに「江戸問屋奉書代」とか「江戸三軒布残り代」として金額が示されるようになる。

江戸に手代を置かなくなった内田氏は、自国特産品の紙・布の江戸販売を、紙問屋中里清左衛門・村田七右衛門・村田彦兵衛・西村清兵衛・小津次郎左衛門・片川彦右衛門らに、また布問屋升屋七左衛門・久保寺喜三郎らに託した。もともと、手代を遣っていた時期にも内田氏の出店があつて販売を行なっていたわけではないので、その当時から商品は右の各問屋が取扱っていたことは否定できない。要は、手代が遣わされなくなつてからは、手代の判断ではなく紙問屋・布問屋からの前年度の仕切り状態に応じて、越前国から直接送荷するようになった点が、大きな変化であつた。

紙に関しては、『毎春勘定覚』を見る限り、その書式が整い、一定の恒常的な送荷を判断させるようになるのは、享保五（一七二〇）年の紙に関する次の記載からである。

- |            |          |
|------------|----------|
| 一 乾銀貳貫五拾匁  | 新紙代      |
| 一 同拾六貫貳百匁  | 京残紙      |
| 一 同拾貳貫六百匁  | 爰ニ有紙代    |
| 一 同九貫八百四拾匁 | 京利足仕切残り金 |

一同七拾三貫四百五拾五匁六歩 江戸三軒残り紙

すなわち、爰（五箇村内田氏）の在庫品、この一年に新たに生産した紙、京都の仕切金と在庫品代、江戸問屋三軒の在庫品代が記されており、その年以降、毎年、同様な記載が取られている。この書式は、固定した紙問屋に毎年毎年仕切金額や在庫品量に応じて、紙生産地五箇村の内田氏が、手元の在庫品（新たに生産した新紙も含め）を江戸・京都に送荷していることを示している。もっとも、享保五年以前にも「京ニ有紙中買紙共ニ 二七五兩三分、爰ニ在紙二九二兩二分、江戸紙八〇〇兩」（享保二年）、「奉書七八兩、江戸兩所紙二七四兩二分」（宝永七年）と記されており、紙問屋に紙を販売させていたのは判断できる。しかし、この当時は江戸には手代、京都には後述の岐阜屋治兵衛の介在が推定され、生産地と販売地問屋との直接の関係（送荷）が行なわれていたとは断じ難いのである。

そこで、次に紙生産地五箇村と江戸・京都紙問屋との直接的な恒常的な送荷を端的に示す「紙算用留」を例示する。

巳年分奉書売代銀勘定留

中里分兩印残り紙代共ニ如此

一銀百六貫百三拾九匁六分

但新荷式百四十箇遣候

内

銀三拾七貫貳百九拾六匁五分入

右八兩印残り紙代午ノ春へ越候分

銀七拾九貫五百六拾三匁入

此金千三百式拾兩三分

尤此ノ内正月売金百五拾九兩ハ六十式匁立 其餘ハ皆六拾匁立ニして如此賣代也

二口ノ百拾六貫八百五拾九匁五分

残而拾貫七百拾九匁九分 利分

此賣箇高式百六拾箇 内 新九十箇古百七十箇

老箇ニ四十一匁壹分九厘宛ノ利 造用分指引卅八匁五分式リント、引

これは江戸紙問屋中里清兵衛分について、紙問屋仕切（売上）金と翌年への繰り越残り紙代金の合計から、前年よりの繰り越残り紙代金と当年送り紙代金を差引いた利得を決算したものである。中里以外の江戸問屋と京都問屋（越後屋源助）分についても同様に決算され、その合計金額が毎年算出される。これなどは、明らかに単年度で決済する方式ではなく、毎年、同一問屋と関係を持ち続けることを前提にした決算方法であることは、くり返すまでもなからう。

一方、布に関して見ると、『毎春勘定覚』から布の恒常的な送荷・取引を判断させるようになるのは、享保八年からである。すなわち「江戸三軒布代一五貫四三二匁、爰・府中ニ有布一貫一〇〇匁、木屋ニ布代内渡し有三貫六〇〇匁」（享保八年）の記載や、「江戸長井・升屋ニ残り布有代五貫九九六匁、爰ニ五三二〇反、一六貫一八三匁、冬買布代渡し木屋ニ二貫四六〇匁」（享保九年）の記載に見られるように、江戸升屋七左衛門・長井庄兵衛の手元には残り布が置かれたままであり、内田氏は五箇村の手元や、府中（津田与次右衛門蔵）に在庫を持ち、購入には福井の木屋吉右衛門に布代金を前渡しして購入にあたらせている。この享保八・九年以降、毎年同様な記載が

近世中期における商業経営の変質（高埜）

表(9) 安永9子年 内田氏布内勘定

	24貫933匁	4,320反	亥9月両家仕切残り布、此分には駄賃造用不入元代ニ而
	17. 328. 6	2,880	亥9月2日、10月22日両家行24箇、此分には駄賃造用ともニ如此
	37. 663. 6	6,312	子盆前両家行足メ如此、此分もたちん造用共ニ
小計	79. 925. 2	13,512	
	13. 905.	2,514	升屋子盆前迄ニ遺候分之内同盆前迄ニ売残ニ成9月仕切残り布ニ相立候分如此
	13. 702. 8 (27. 607. 8)	2,382 (4,896)	久保寺右同断
	55. 887. 5	8,616	子年商高此金901両1分10匁 62立 但子3月9月両家仕切金之分
小計	83. 495. 3		
指 引	3. 570. 1 830. 7. 5		利 反ニ4分1厘余 外ニ
	4. 400. 8. 5		徳

続き、固定した江戸布問屋に毎年々々、前年の売上げと在庫品量に応じて内田氏から送荷し、同時に買付商人を通して布の購入をさせている姿が判断できる。

布についても「紙算用留」と同様に「布内勘定」がつけられ、例えば安永九年分について表にまとめたのが表(9)であるが、表(9)の如く各年の利得(徳)が計算されている。利得決算の方法は、まったく紙の場合と同様であり、固定した同一布問屋と関係を持ち続けることを前提にした決算方法である。

なお、江戸においては右の如く紙・布を中心に販売を行なったとは言え、その他の商品を取扱わなかったわけではない。表(10)のごとく真綿・繰綿・木綿・蠟の販売が江戸で行なわれていた。勿論、一見して判る通り、紙・布のような毎年の恒常的なものではなく、真綿・繰綿など、いずれも一〇年以内の期間、各商品を販売させていることがわかる。享保九年の長井庄兵衛や明和九年以降の升屋七左衛門のように、常々は布問屋として内田氏からの布を売り捌いている商人が、三河などの生産地木綿

近世中期における商業経営の変質（高埜）

表(10) 江戸における真綿・繰綿・木綿・蠟販売

	真 綿	繰 綿	木 綿	蠟
享保7年	金 90兩			
〃 8	銀 2,779匁			
〃 9	〃 280 (長井ニ有)	銀 3,978匁 (長井ニ有)		
〃 10	〃 1,551	〃 1,788		
〃 11	〃 1,551			
〃 12	〃 742.5			
〃 13	〃 600			
〃 14	〃 500			
〃 15	〃 3,420 (江戸京ニ)			
〃 16	〃 2,500 ( 〃 )			
〃 17	〃 1,000			
〃 18	〃 1,000			
〃 19	〃 1,000			
寛保4				金 350兩3分
延享2				〃 350. 3
〃 3			金 80兩( 900反)	
〃 4		金 210兩(20駄)	〃 550	
〃 5		〃 94.2分	〃 420 ( 5,300反)	
寛延2			〃 420 ( 5,300反)	
〃 3			〃 180 ( 2,800反)	
〃 4			〃 170 ( 2,800反)	
明和8		〃 95 (10駄)		
〃 9			〃 56.3(升屋かし)	
安永4			〃 50 (升屋ニテ 700反)	
〃 6			〃 85 (升屋取次1400反)	
〃 9			〃 55 (升屋七ニ)	

近世中期における商業経営の変質（高埜）

表(11) 京都関係事項

元禄 5	金 100両計	京紙・絹・蠟・繰 綿、大坂木綿
8	70両 100両計	糸絹京爰 紙京爰ニ有
9	240両 20両計	京爰蠟有 京爰絹糸ニ有
11	10両	京ニ紙
12	20両	京ニ紙
13	30両	紙京爰
16	48両 32両	京ニ布 京ニ紙

【内証覚帳】により作成。

表(12) 岐阜屋次兵衛関係事項

正徳 6	勘 定 覚	きふ屋喰込 20両
享保 2	〃	京 1,100両
〃	〃	治兵衛持参金 175両
享保 3	〃	岐阜屋渡し銀并家屋敷 代有 2,160両
〃	〃	同所有紙代 145両
〃	〃	真綿代同所有 18両
享保 5	〃	京きふ屋仕入銀家屋敷 道具代乾金 1,200両 72貫匁
〃	質物証文	越前岩本村内吉左エ 門様御店岐阜屋治兵衛 カミ屋五兵衛→きふ屋 治兵衛
丑 年 (享保 6)	覚	

買問屋から商品を取継ぎ、販売も行なっていたものである。

b 京 都

京都に関しては、内田氏の史料上、元禄五（一六九二）年から登場する。元禄五年〜一六年の『内証覚帳』に記された京都関係の事項（表(11)）を見ると、越前国特産品の紙・布の他に、蠟・絹・糸絹・繰綿がある。絹糸はこの当時、越前国では養蚕が余り行なわれていなかったと考えられているので繰綿とともに他国産品を京都で販売させていたものであろう。蠟については、下って寛延元（一七四八）年越前から京都に送荷した史料があることから、越前産の蠟である可能性は強い。

右の京都における商品販売が、この当時、誰によって営まれていたのかは不明である。しかしこの後、正徳六（一

七一六）年から、京都における販売や購入にあたっていたのは岐阜屋治兵衛であったことは明白である。岐阜屋は、享保五年の質物証文の宛名に「越前岩本村内田吉左衛門様御店 岐阜屋治兵衛殿」と記されており、恐らく、内田氏の京都にお

近世中期における商業経営の変質（高埜）

表(13) 京都における布・糸・真綿・蠶関係事項

	蠶	糸	真綿	布
享保2年		金 150両 (京・爰)	金 30両	
〳 11				銀 1,280匁 (京 三軒=残り布)
〳 13		銀 350匁		
〳 14				銀 2,030匁 (京 いせ屋残り布)
〳 15	銀 6,011匁 (京 ・大坂・越前)		銀 3,420匁 (京 ・江戸)	
〳 16	銀 20,640匁 (京 ・大坂・爰)		銀 2,500匁 (京 ・江戸)	
〳 17	銀 48,230匁 (京 ・大坂・爰・福 井・粟田部)			
〳 18	銀 1,200			
元文2	14駄 (京・大坂)			
〳 6			銀 10,600匁 (京 ・爰)	
寛保2				銀 19,440匁 (京 ・大坂・名古屋)
〳 3				金 20両 (京ミの 屋八右衛門布う り金)
延享2		銀 13,704 (京 ・爰)		
宝暦6	銀 5,878匁 (京 ・大坂)			
〳 7	銀 3,583匁 (京 ・大坂)			

【毎春勘定覚】により作成。

ける出店的な性格をもつ商人であったのだろう。表(12)に示したように、内田氏は岐阜屋を仲介として、仕入銀を与え商品を購入させた。また、五箇村よりの紙や他国産品（真綿）を販売させたのであろう。特に紙の販売については、岐阜屋は紙を京都の仲買商人に卸していたようである。

このように、多商品を取扱っていた他、岐阜屋は享保三年に「岐阜屋渡し銀井家屋敷代有 二一六〇両」とあるように家屋敷・道具代などの商品以外の金額を多額に託され、また、内田

氏の出店としての岐阜屋宛の質物証文もあり、現に岐阜屋が金利取り立てをしてのことから、先に見た元禄・宝永期の江戸における手代の役割と岐阜屋の性格は同種のものと考えられる。岐阜屋に渡した金額が内田氏の惣合せ計中に占める比率が高い（享保二年二六%、同三年三八%、同五年二三%）という点でも、岐阜屋の占める役割りの重さは「江戸ニ有」金額で表わされる手代の役割りと共通している。また、岐阜屋は「治兵衛持参金 一七五両」（享保二年）のように、時折、決算をして内田氏のもとに現金を持参してもいたのであろう。

しかし、この岐阜屋治兵衛の文字は、享保七年以降、一切見出せなくなる。何らかの理由で、内田氏と岐阜屋治兵衛との関係が絶たれたものである。その後京都において、内田氏は紙の販売を紙問屋越後屋源助に委託しており、その関係は、江戸紙問屋中里清兵衛について検討したのと同様に、恒常的な毎年毎年の荷送り、仕切りの関係を続けるものとなった。

他方、布については、表④のようにたまに行なうだけで恒常的な送荷はなく、糸・真綿・蠟と同様に単期的に取扱われていた。

### c 大坂

享保一三年、大坂河内屋の手元に米沢蠟を銀にして一三貫一三〇匁、内田氏は所有していたのを手始めに、表④のごとく、蠟・薬種等を大坂商人を通して購入・販売していた。特に内田氏は、越前産蠟を福井などで購入したものを送荷して大坂などで販売させる一方、米沢蠟・会津蠟・肥前蠟を購入して大坂で販売させた。

会津蠟については、江戸にて購入し、大坂に登らせて販売するという流路をとるため、たえず江戸の会津蠟値段や運賃も含めた販売手数料の計算が関心をもちたれていた。その際、越前蠟を送荷した場合との比較が考慮の前提と

表(14) 大坂における取扱い商品

	貫 匁	
享保13年	銀13,130	大坂（河内屋）ニ米沢らう代有
	〃 3,900	大坂ニ（越前蠟）
〃 14	〃 2,020	大坂布津らう
〃 15	〃 23,672	大坂買蠟代
	〃 6,011	京・大坂越前らう
〃 16	〃 20,640	京・大坂・爰ニ蠟
	〃 1,250	菜種大坂
〃 17	〃 48,230	蠟福井・京・大坂・粟田部ニ有
〃 18	〃 5,000	大坂ニ会津蠟
	〃 897	菜種大坂ニ
〃 19	〃 897	菜種大坂ニ
〃 20	〃 890	菜種大坂ニ
元文2	〃	蠟14駄京・大坂ニ有
〃 3	〃 6,900	蠟, 大坂ひの屋ニ三駄有
	〃 1,800	水銀, 大坂河内屋
〃 4	〃 10,586	布 大坂近江屋・奈良屋残布代
〃 5	〃 5,400	布 大坂二軒残布 904反代但1反ニ6分歩引有
	〃	紙 大坂近江屋・奈良屋
寛保2	〃 8,350	蠟 大坂5駄
	〃 2,850	菜種 大坂有
	〃 19,440	布 京・大坂・名古屋
延享2	〃 9,854.4	播磨屋・奈良屋・白木屋残布 1,662反代
〃 3	〃 2,826	奈良屋残布4箇代
寛延2	〃 3,622	山茱萸 河又ニ有
	〃 1,815	黄 芪 河治ニ有
	〃 670	山帰来 日野屋ニ有
	〃 1,662	黄 芩 日野屋ニ有
	〃 2,520	蘇 木 日の屋ニ有
〃 3	〃 4,992	肉 桂 河又ニ有
	〃 1,392	肉 桂 日野屋ニ有
	〃 5,440	山茱萸 河文ニ有
	〃 1,815	黄 芪 河治ニ有
	〃 2,300	蘇 木 日の屋ニ有
	〃 3,325	黄 芩 〃
	〃 2,644	山茱萸 河治ニ有
	〃 1,563	砂 糖 河治ニ有

近世中期における商業経営の変質（高埜）

表(14)つづき

〃 4	〃 6,864	肉 桂 河又ニ有
	〃 765	肉 桂 日野屋ニ有
	〃 1,815	黄 芪 河治ニ有
宝暦 5	〃 5,205	生 蠟 4 駄大坂ニ
	〃 1,381	肥前蠟 5 丸 申暮買河治ニ有
	〃 4,158	肥前蠟 14 丸 申戌兩年かい残り河又ニ有
	〃 3,440	木ノ実蠟 20 丸 河治ニ有
〃 6	〃 1,381	肥前蠟 5 丸 河治申暮かい
〃 7	〃 3,583	生 蠟 4 駄 京・大坂ニ
	〃 2,307	肥前蠟 大坂兩家ニ
〃 8	〃 7,500	生 蠟 大坂ニ
	〃 1,064	肥前蠟 6 丸 子年買 河又ニ有
〃 9	〃 1,064	肥前蠟 河又ニ
〃 10	〃 3,720	越後ろう 15 丸 河又ニ有
天明 2	〃 1,120	水 銀 日野作ニ

【毎春勘定覚から】作成。

なっており、その時期、どこ産の蠟を取扱うのが有利かを判断するための情報収集であったとも言える<sup>(15)</sup>。なお、寛延元（一七四八）年当時、大坂における蠟取扱いの問屋には河内屋又右衛門・日野屋甚右衛門・河内屋治兵衛があり、越前や江戸から大坂へ内田氏が送荷した蠟の販売を委託されていた。

これとは逆に、大坂にて購入し江戸に送って販売するという商品の流れもあった。例えば練綿がそうである。

大坂ニ而練綿買候時掛り物覚書

一 練綿拾駄此立数三拾本 正め九貫三百目入

車屋久右衛門出

此貫目合式百七拾九貫目

但百匁ニ付七貫九百目かへ

代三貫五百三拾匁匁六分三厘

内拾四匁匁分式厘 四ノ引有

残而三貫五百拾七匁五分壹厘

又拾七匁五分八厘 とい屋半口せん

又六拾匁 繩筵包紙代荷作りちん

又拾老匁 平野の大坂迄たちん

三貫六百六匁九厘

此金六拾四兩九匁九分貳厘 小判五拾六匁貳分かへ

又百貳拾匁 大坂より江戸迄運賃

此金貳百九匁 小判六拾匁かへ 是ハ江戸ニ而渡候

惣六拾六兩八匁九分貳厘 小判六拾匁ニシテ

右ハ享保八年辰十月廿四日大坂堺屋七左衛門殿ニ而買、直ニ江戸積ニ仕如此ニ江戸着申候、

但江戸ニ而売候時ノ掛りものハ、拾駄ニ金貳兩懸リ申候、是ニ而藏敷口せん何もかも済申候、

右の史料は享保八年十月二十四日に、内田氏が大坂の堺屋七左衛門から摂州平野の車屋久右衛門出しの繰綿十駄を購入し、大坂から直に江戸送りをして販売するに至る原価と諸経費を算出したものである。この場合、内田氏が越前国とは一切無関係に、大坂で商品を購入して直に江戸送りしている点に注目される。<sup>16)</sup>

以上のごとく、越前から大坂に向けて、あるいは江戸から大坂に向けて商品が運ばれたり、また大坂から江戸へという商品流通によって利潤抽出を内田氏が企図していたほかに、表(14)の寛延二〜四年の薬種類や肥前蠟については、安価な際に河内屋などに購入させ、そのまま同一問屋に販売させるという、季節間の価格差に利潤抽出を見出すこともあった。

ところで、江戸・京に向けてと同様な大坂市場に向けての内田氏からの紙・布の恒常的な送荷はあったのであるうか。表(14)の元文〜延享期に限って、近江屋・奈良屋に内田氏は布・紙を送荷した模様であるが、それは数年間のみで、恒常的な送荷とは言い難いものである。近江屋・奈良屋の側から紙・布を注文してきたものか、否かはわか

表(15) 名古屋における布と紙

	布	紙
享保19 ノ 20	銀 1,758匁 名古屋ニ布有 ノ 600 なご屋ニ有布 300反余	銀 1,200匁 なご屋ニかみうり 残り有
元文6 寛保2	ノ 1,594.2 名古屋残り布代 ノ 19,440 京・大坂・名古屋	

らぬが、いずれにしても内田氏は、この数年の他に紙・布販売を大坂では一切行っていない。内田氏の商業経営にとって大坂は、固定した紙・布問屋に恒常的な紙・布を送荷・販売させる市場ではなく、いわゆる遠隔地間商業のための商品購入と販売を多種の商品を扱う荷受問屋に委ねた市場であったと位置づけることが出来よう。

d その他

布の販売地として、一時期、名古屋の商人と内田氏は取引があったものの、表(15)の如く、それは単期間であり、かつ少額の商いに止まっていた。

以上の三都商人を介した商品流通の他に、内田氏が商品生産地において購入し、市場に送荷した線綿・木綿について、ここで触れておきたい。線綿については、『毎春勘定覚』に「八幡綿 江戸積八駄代買元 銀五貫四四六匁」（延享二年）、「線綿 江戸二一〇両二〇駄、八幡二一〇両一〇駄、爰ニ四貫三四〇匁一四本」（延享四年）と記されているように、近江八幡で購入した線綿は、越前国領域市場向けに送られたり、近江八幡から直接江戸積みされたことがわかる。

八幡ニ而線綿買候掛り物覚

口銭 銀百匁ニ五分ツ、

荷作入用 一巻筒ニ付式匁五分計

享保十一年ハ巻筒ニ式匁六分ツ、作りちん取申候

大津迄たちん 一巻駄ニ付七匁計

是迄ハ八幡とい屋仕切ニ乗せ候

大津る府中迄たちん 式拾匁分

府中るふくい迄巻駄ニ付たちん 六匁計

〆

右之通享保八卯九月廿五日買候くりわたニ懸り申候たちん之儀、時々少々ツ、高下可在之候、又態々造り人付候へハ此外に造用入可申者也、

右の史料は、近江八幡で購入した繰綿を大津・府中を経て福井に至るまでの諸経費を算出したもので、その間の繰綿の流通を裏付けている。

木綿については、三河買問屋を通して内田氏は購入し、江戸に送って販売させていた。

三州にて木綿買懸り物覚

一木綿百反ニ付銀拾式匁ツ、

但江戸迄運賃共ニ、此外三州ニ而懸り物無之候、小判ハ六拾匁立也

一木綿江戸ニ而売払候節懸り物

買引金壹兩ニ付壹分ツ、 藏敷百反ニ付七匁宛

とりかへ金壹兩ニ付三分五厘ツ、 小判六拾式匁立

右の史料は『万覚書』中の宝暦年中の記事と推定されるが、三河で購入した木綿の江戸販売までの諸経費が記されている。『毎春勘定覚』の延享三年分には「木綿江戸ニ九〇〇反 但林氏残金かり引而八〇両」と書かれ、三州岡崎矢作の林孫右衛門からの購入分が江戸に内田氏の在庫として八〇〇反計上されている。木綿買問屋には、林孫右衛門のほか、三州岡崎の源谷半左衛門、天野左助、山本甚兵衛、寺部孫三郎や、尾州木綿の買問屋として名古屋

の平野善兵衛・大橋源三右衛門、浜嶋源兵衛らが、働きの宜い買問屋として、江戸の問屋升屋七左衛門や長井庄兵衛から内田氏に知らされている。

### 小 括

ここまでの検討から、以下のことを確認しておきたい。

①元禄～宝永期、内田氏の惣ノ合計の、多い時には過半を越え、少くとも三ノ四割を占める「江戸ニ有」る金額とは、内田氏に江戸出店が無いことから、江戸に遣した手代によって、半ば独立した運用によって、商業、金融業を行なったものと理解される。金融業の中には、旗本などへの貸付の他、町屋敷経営が含まれていた可能性がある。商業については、越前国産品の紙・布・蠟の他、畿内・三河などの生産地で真綿・繰綿・木綿などを購入・送荷させて江戸問屋に販売させていた。この商業は、紙・布なども含めて、当時の江戸市場において有利と思われる商品を、遠隔地の生産地から買い付け、輸送・販売することで商業利潤を抽出する点に特色があった。しかし、この手代にまかせた経営は、宝永四年の高額（二二五〇両）な手代引負い以後、経営規模を縮少し、ついにはこの形式は廃止された。

②京都では、正徳六年から享保六年までの間、「内田吉左衛門様御店」と称せられた岐阜屋治兵衛に、多い時には二二三三両（惣ノ合計の三割八分）もの金を託し、商品の仕入れや金融業を行なわせていた。丁度、江戸手代に委ねた経営と同様な性格であると言える。

③江戸手代や京都岐阜屋に、多額な金をまかせるといふ経営方式が享保初年を境として廃止された後、内田氏は、江戸と京都の固定した紙・布専門問屋と恒常的な商品取引を行なうようになる。この新しい商品流通の方式

は、前年度の江戸・京都での問屋仕切金と在庫品量に依りて、内田氏が商品を送荷したり、同時に新紙の集荷や買付商人を通して布の集荷をさせるといふもので、単年度ではなく、毎年毎年の長期的な継続した決済方式が取られるようになる。

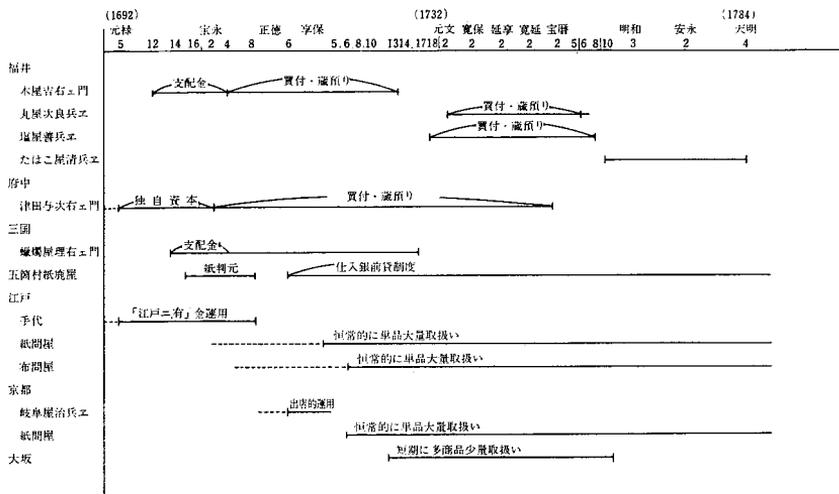
④大坂は、内田氏にとって、紙・布を恒常的に販売させる市場ではなく、遠隔地向けの商業のために、その時機に有利な商品購入と販売とを諸問屋（多品種を扱う荷受問屋）を介して行なう処であったと言える。遠隔地向けの商品（線綿・木綿・蠟・葉種など）については、大坂の他に近江八幡や三河などの商品生産地買問屋からも購入され、大坂で販売される他、江戸・京都や越前国内に送荷された。これらの商品は、紙・布と違い、一貫して継続して商なわれ続けることはなく、多くは十年以内の期間でその商品の有利な時期にのみ取扱われ、享保期以降にも行なわれ続ける。

### 三 商業經營の変質

図(1)を参考にしつつ、まず、前章までの流通機構に関する検討を整理しておきたい。越前国領域市場における福井木屋吉右衛門、三国蠟燭屋理右衛門に行なわせた「支配金」方式と、江戸・京都における手代と岐阜屋治兵衛に行なわせた経営方式とは、元禄～享保初年の期間内において、いずれも内田氏から高額金を委託され、それぞれの地において内田氏に代わって経営を行なっていたものである。三国蠟燭屋と京都岐阜屋については明らかではないが、福井木屋と江戸手代とは、ともに高額の引負をし、右期間以降、一切この経営方式は取られなくなった。明らかに、右の経営方式は、内田氏からみれば引負いなどの危険をとまなうにも拘らず、享保初年まで内田氏が惣々合計の過半を超えるほどに重視した理由は何であろうか。

近世中期における商業経営の変質（高埜）

図1 内田氏の集荷・販売商人関係図



内田氏の居住する五箇村から遠隔な各地で行なった金融活動は、その地の人間に託される必要があったことは言う迄もないが、何よりも、当時の商いが固定した生産地から固定した市場に向けて恒常的な商品流通を持つというものではなく、時宜に応じて有利な不特定の商品を購入し、その商品をより高い価格の市場や時期に、臨機に販売することで売買差益を生み、商業利潤を得ることを、重視していたからである。次に掲げる史料は、当時の右に述べた商いの秘訣を見事に表現している。

商物覚

一奉書 越前奉書ハ大廣・中廣・大高・中高・小高・  
正・宗間正・小奉書・中判・雑紙・板小

一布類

一まわた

一もめん

一両替

右是等徳損共ニ過分ニ無之物共也

一ろう 是等ハ五年ニも七年ニも無之下直ノ時、吉水上々ヲ可買置者也

一鉄 同断

一くりわた 同断 是ハ高き時ハ少可買

一糸 同断 是も同断

ノ

右是ハ各別高下在之物也、然共かこい候ても早速あしくハ不成物共也

一米其外石類<sup>穀</sup>

一たはこ

右是等之様成物少々たくわへも有者、米など別而買置申間敷事也、尤作あしかれとハ不思物なれとも作なと能候時ハ心能もなき物也、然ハあしきやうにいのる心同前也、

右は宝永七年（一七一〇）書出しの『万覚書』の冒頭部分に記された家訓の最後の部分である。宝永七年当時の内田氏は右に列挙してある商品のすべてと砂糖・材木・芋などを取扱っており（元禄五年「正徳六年『内証覚帳』」、その経験から得られた各商品ごとの商いの秘訣である。そこには、奉書・布など損得の小さい商品、蠟・鉄などの価格変動の激しいものでも貯蔵しても品質が落ちない商品、米・たばこなどの貯蔵してはならない商品の区別がつけられ、従って各商品の性質にふさわしい商い方法がおのずから考慮されてくる。

また、右の「商物覚」に先行する家訓箇条書きの中で、商いに関する一項目として、「第一商のひみつと言ふハ、高キ物無用也、下直ニてたとへ半年老年或ハ式年かこひ候ても不苦物を可買調置、賣候時も十分ニ無之候とも少利分在之候ハ、賣可申、只様之者も夫ニて利ヲ取善ニ候へハ十分と存候へハ買不申者也、其後ニハおのつから下

ル物也」と記されている。すなわち、在庫になっても品質の悪化しない商品を安価な時に購入して、販売の時期は少しでも利得があれば売り捌くこと、また、たとえ只同然の安い商品でも必ず後で下落するので余分には購入しないことを商いの秘訣として家訓の一つにしている。

以上の宝永七年に記された商いの秘訣は、恒常的な商品流通をまったく想定しておらず、いかにして有利な不特定商品を購入し、その商品をより高い価格の市場や時期に販売すべきかを説いたものである。このような内田氏の商業経営のためには、商品の多様に移動し、相場の変動が早くわかる地、すなわち、越前国領域市場では三国・福井であり、販売市場では江戸・京都に居ることが必要条件となっていたからこそ、内田氏は江戸手代・京都岐阜屋・福井木屋・三国蠟燭屋を必要としたのであった。

しかるに、江戸・京都・福井・三国の右の経営方式が享保初年ですべて終わったことの意味は、最早、そのような経営方式を取ることが危険であり、かつ不利な市場構造に変質したと内田氏に判断されたからに他あるまい。換言すれば、もつと安全に、しかも新しい市場構造に適應した有利な商い方式を行ないうると考えたからに違いあるまい。すなわち、販売市場である江戸・京都に、単品を扱う専門屋がその商いの信用を確立するという条件が整うなかで、内田氏は、享保初年頃から紙・布を取扱い商品の中心にすえて毎年毎年、恒常的に固定した紙・布問屋に商品を送荷するようになった。つまり、江戸・京都の紙・布問屋の前年度の販売量・売れ残り商品量に応じて商品送荷をし、さらに送荷量に応じて商品集荷をするという恒常的な商品流通の間に利潤を生むという方式をとり始めたのである。

この、前年度の商品販売量に応じて商品輸送するためには、内田氏は、商品集荷を確実に、かつ有利な条件（より安価に）で集荷することが重要な課題になるのは必然であった。そのために、布については福井の木屋吉右衛門

・塩屋善兵衛・丸屋次良兵衛や府中の津田与次右衛門という布問屋を買付商人にし、内田氏の前渡し金で指示通りに購入にあたらせるようになった。言うまでもなく、彼ら布問屋が独自資本で布を内田氏に販売するのであれば、そこに布買問屋の主體的な商業利潤抽出の途が存在するのである。しかし、身代潰れのところを、内田氏の資金で救済されてから以降は、前渡し金を受けて内田氏に代わって商品購入にあたる買付商人となった以上、単に、内田氏から口銭、蔵敷を受け取るのみで、独自の主體的な商業利潤は生み出し得ないことになった。内田氏は、商品（布）購入過程の中間に介在した買問屋の利潤獲得を否定し、より直接的に布を集荷し始めたのであった。

他方、紙の集荷については、内田氏はいかなる方法を取ったのであろうか。

近世において越前奉書生産地として名高い五箇村は、すでに中世では和紙の産地として京都などで知られていた。近世初頭に至る迄は大滝村三田村氏を中心にした紙座が編成されており、領主の需要と他国に向けた紙生産が紙座構成員である紙屋たちによって特權的に行なわれてきた。しかし、領主―三田村氏によって統制されてきた紙座の秩序は小農民でもある漉屋<sup>18</sup>たちの広範な生産活動によって破られたのであった。五箇村新興漉屋たちによる生産は、寛永末年から元禄初年の半世紀に、隆盛を誇っていた。この繁栄は、全国的に見て、五箇村の紙生産が中世以来の伝統的な名声と技術とをふまえて、他の紙生産地に先がけて、特産品としての稀少性を保持していたことに起因していた。従って全国各地において、領主の生産奨励もあいまって、紙生産が盛んになり流通量も増加すると、次第に五箇村の紙の需要は減退していった。<sup>19</sup>大きくは、このような市場構造の変化に原因をもち、しかも、直接的な原因としては、漉屋に対する元禄十二（一六九九）年以來の福井藩紙会所（専売）制度に苦しめられ、かつ、小農民としては宝永五（一七〇八）年以來の高免率（岩本村では九割一分、大滝村は八割八分の年貢率）に苦

しめられたことで、五箇村澆屋たちは、享保初年から零細なものから窮乏し始めたのであった。かかる窮乏期に、村を単位として藩に上訴して年貢減免・下行米要求をすることもあったが、しかし、一人一人の澆屋にとっては、或る年の年貢上納に差支えるか、ないしは紙原料仕入銀にこと欠くという状態に陥った時、とにかくにも、身近な村内の富裕者より不足分を借り受けるほか再生産の途はなかったのである。

五箇村澆屋は、紙澆の主要な道具を質物に入れて、年貢上納時でありかつ紙草（楮）仕入時でもある十一月頃に、内田氏などから借銀をして翌春三月から五月迄に澆立てた製品で返済をするという関係を持ち始めた。そこに至る過程で諸原因によって再生産に不足を生じ、この関係を結び始めた澆屋は、借銀時から返済時までの紙の澆立期間に月一步ゝ一步半の利足を付加される以上、その多くの澆屋にとっては次の年貢上納時、かつ原料仕入時に再び借銀をせざるを得なくなり、結局、また借銀をして製品で返済するサイクルから抜け出ることが困難になつてしまふ。

内田氏に残された五箇村民よりの一紙証文（借銀・質物・年賦・本物返し証文など）四八〇通の中から、澆屋で内田氏から借銀をして右のような下請生産者として組み込まれ始める際の証文を抜き出し、整理をすると以下の諸点が指摘できる。①享保元（一七一六）年から天保十一（一八四〇）年までの間に、五箇村全村にわたつてのべ六名の澆屋に対して、内田氏は前貸し銀を貸し付け、下請として組み込んだ。②澆屋が内田氏の下請けに組み込まれ始める時期は、延享ゝ宝暦期（一七四五ゝ一七五五）をピークに展開しているが、その始まりは享保期からであり、享保期の件数が二番目に多い。また、内田氏の『每春勘定覚』には、「貸帳ニ有リ」・「質帳ニ」という項目は元禄以来毎年、一貫して記されているが、「紙仕入銀貸付帳ニ有リ」の項目は享保元（一七一六）年から始まり、以後連年記され続けることから、内田氏が澆屋に対して前貸し金貸付を享保元年から開始していることがわ

かる。

ひとたび下請化した漉屋たちの多くは、その上に農業不作や紙の下落に見まわると、それ迄以上に内田氏から借銀を重ね、より深い内田氏の下への従属（下請）を余儀なくされる。ついに、内田氏の商業経営に適応的に下請漉屋の紙生産量そのものが規定されるほどになる。具体的には、内田氏の三都における紙の販売が不振で、残り紙の多い宝曆九（一七五九）年の翌年には、新紙生産はゼロであったり、安永八年～天明八（一七七九～八八）年に利得が低下し残り紙が増加すると新紙のゼロは続いた。このことは、内田氏が前年度の三都の紙販売量に依じて荷送りを制限するのみならず、下請漉屋の生産量そのものを制限し得る迄に漉屋の下請化を強めたと見える。<sup>(20)</sup>

かくして内田氏は、布の集荷と同様に、紙についても、享保初年から生産者である漉屋を下請化して、確実に安価に集荷することができるようになった。換言すれば、漉屋たちには自分に都合の良い商人により高価に有利に製品を売却くという主体性が失われたことを意味する。

右に見た如く、享保初年以降、紙・布の集荷過程における合理化が果され、江戸・京都の專業問屋に恒常的な荷送りをする商品流通機構が確立するのと、ほぼ時を同じくして内田氏は、それ迄各地において中心的に取り組まれていた商業、すなわち有利な不特定商品を購入してより高い価格の市場（遠隔地）や時期に販売する商業を整理した。この後者の商業は、専ら大坂の諸問屋（荷受問屋）のみを軸にして展開するように変えたのである。大坂商人を通じて時宜に応じた商品購入・取次・販売を委ねるこのような商業の方式を、内田氏は全く廃止したのではなく、幾分とも残していたことを、指摘しておく。

ところで、右に述べたような享保初年を画期とした内田氏の商業経営の変質が、ここまでの商品流通形態の検討から把握されたとしても、紙・布の取扱い金額が経営全体のごく一部を占めるに過ぎないのならば、商業経営の変

近世中期における商業経営の変質（高埜）

表(16) 紙・布の経営に占める比率

	A 欄		B 欄		C 欄			A 欄		B 欄		C 欄	
	紙・布 合 計	紙・布合計 惣々合計	紙・布合計 惣々合計	紙・布合計 商業合計	紙・布 合 計	紙・布合計 惣々合計		紙・布合計 商業合計	紙・布 合 計	紙・布合計 惣々合計	紙・布合計 商業合計		
年	銀	匁	%	%	年	銀	匁	%	%				
正徳6	115,860		22.9	45.5	〃 4	174,135		43.3	59.1				
享保2	86,085		28.3	43.7	〃 5	208,745		48.4	67.7				
〃 3	114,010		24.6	33.8	〃 6	205,210		47.1	62.7				
〃 4					〃 7	211,991		49.8	67.0				
〃 5	119,195		30.2	52.0	〃 8	222,228		51.6	70.2				
〃 6					〃 9	190,816		49.3	73.0				
〃 7	63,680		34.8	53.1	〃 10	181,557		48.3	66.6				
〃 8	63,880		36.0	59.3	〃 11	134,713		38.9	62.6				
〃 9	57,883		29.1	47.9	〃 12								
〃 10	73,232		39.6	68.6	〃 13								
〃 11	91,332		43.3	76.0	〃 14	158,164		38.2	61.6				
〃 12	86,477.5		41.2	68.6	明和2								
〃 13	69,520		32.9	53.1	〃 3								
〃 14	58,450		28.2	49.4	〃 4								
〃 15	84,371		36.1	59.3	〃 5	168,616		39.7	62.9				
〃 16	98,250		45.6	67.8	〃 6	191,459		45.6	66.1				
〃 17	106,038		41.8	59.7	〃 7	180,551		43.0	63.8				
〃 18	115,400		45.4	69.8	〃 8	154,121		38.0	55.6				
〃 19	118,001		48.5	70.4	〃 9	174,722		38.3	65.0				
〃 20	119,834		48.5	70.3	安永2	171,123		37.8	64.3				
〃 21	131,510		56.4	82.1	〃 3	174,611		38.2	62.9				
元文2	223,010		59.1	75.6	〃 4	189,557		40.0	67.0				
〃 3	262,775		59.6	77.8	〃 5	176,122		37.4	62.4				
〃 4	257,443		56.7	78.1	〃 6	145,583		30.2	49.7				
〃 5	209,680		47.8	65.1	〃 7								
〃 6	210,159		45.7	69.9	〃 8	175,279		35.5	63.1				
寛保2	240,136		54.3	84.1	〃 9	199,654		39.3	66.9				
〃 3	232,746		49.9	78.2	〃 10	198,443		39.1	67.5				
〃 4	227,021		54.2	72.9	天明2	217,547		42.7	67.3				
延享2	241,807		56.6	67.7	〃 3	214,694		41.1	70.9				
〃 3	305,240		61.9	83.0	〃 4	236,541		45.0	76.4				
〃 4	251,482		54.5	76.1	〃 5	219,461		41.2	73.4				
〃 5	275,066		58.2	70.6	〃 6	240,123		43.9	79.1				
寛延2	268,818		55.4	73.1	〃 7	234,201		40.8	81.6				
〃 3	239,245		51.9	72.0	〃 8	218,173		37.5	76.1				
〃 4	226,221		49.6	66.0	〃 9	238,107		40.8	79.9				
宝暦2	223,203		51.6	69.1	寛政2	241,423		40.6	62.4				
〃 3	207,257		49.4	70.9	〃 3	281,530		47.7	81.6				

表(17) 紙・布の経営に占める比率

	A 欄	B 欄	C 欄
	紙・布合計	紙・布合計 惣々合計 江戸金	紙・布合計 江戸を除いた 商業合計
元禄 5年	金 100両	3.8%	33.3%
〃 6			
〃 7	170	6.1	16.1
〃 8	230	8.2	23.8
〃 9	310	11.7	27.4
〃 10	440	15.2	29.7
〃 11	200	5.8	10.8
〃 12	0	0	0
〃 13	0	0	0
〃 14	500	14.8	39.0
〃 15	170	5.0	19.5
宝永 5	115	4.0	14.7
〃 6	385	10.7	36.5
〃 7	601.3分	12.1	24.7
〃 8	424.2	14.2	16.4

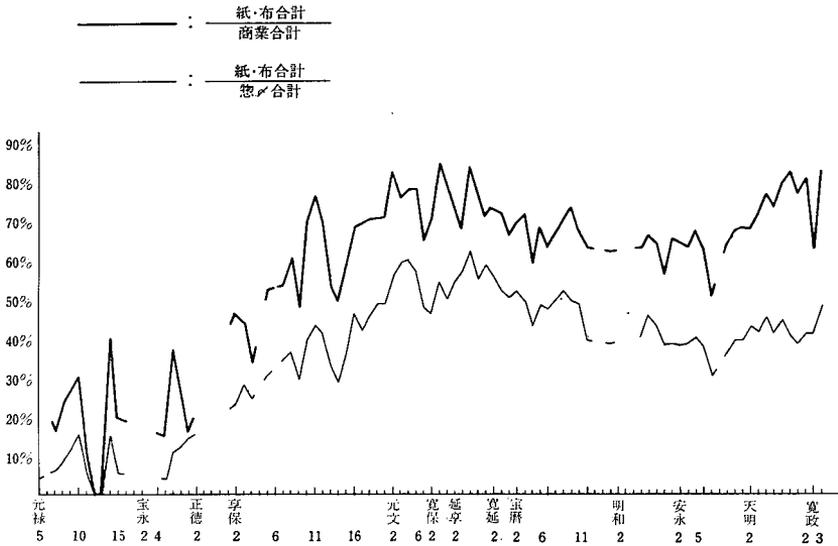
融業に関する金額を差引いた商品取扱い金額の中で紙・布合計金額の占める割合(C)を示したものである。また、表(17)は元禄五（一六九二）年から宝永八（一七一一）年までの『内証覚帳』にもとづいて、同様に、紙・布合計金額(A)とその比率(B)(C)を示したものである。但し、元禄五年～十五年と宝永八年は「江戸ニ有」る金額の細目が不明であるため、江戸を除いた分に対するそれぞれの比率を示している。「江戸ニ有」の性格は、前に検討した通りであり、江戸以外の商業・金融金額の比率と大きな差異はなからうと思われるので、江戸を除いた比率はそれなりの根拠を持ち得よう。また、宝永五年～七年は「江戸ニ有」金額の細目はわかるものの、「判元出資」を行っており、それが商品仕入と金融との両性格を持つことから、宝永五年～七年の場合は判元出資金を除いた分の中の紙・布取扱い金額の検討を行なった。さらに図(2)は、表(16)・(17)から作成した紙・布合計金額の惣々合計・商業合計金額に

質と敢えて言える程の意味を持ち得まい。そこで次に、内田氏の経営の中で、紙・布の商い金額が惣々合計金額や商品取扱い合計金額に対して、どの程度の割合を占めるのかを時期に応じて検討してみることにする。

表(16)は、正徳六（一七二六）年からの細目の判る『毎春勘定覚』によって作成した、(A)紙・布合計金額（爰ニ有る紙・布）＋「江戸・京仕切金」＋「江戸・京残り紙・布」と、それが惣々合計金額の中で占める割合(B)と、さらに惣々合計から金

近世中期における商業経営の変質（高埜）

図2 紙・布の経営に占める比率



占める比率をグラフに示したものである。

表(16)・(17)と図(2)から指摘できることは、紙・布合計金額が、金融業も含めた全体の内田氏の中で占める割合(B・細線)は、元禄～宝永期には〇～一五%の幅を占め、正徳六年～享保五年に二〇%台を、ついで享保七～十五年に二〇～四〇%に増え、さらに享保十六年～宝暦十年には四〇～六〇%を占めるに至る。他方、商品取扱い金額の中で占める紙・布合計金額の割合(○・太線)は、元禄～宝永期に一〇～四〇%、正徳六年～享保五年が四〇%前後、その後増加して、享保一六年以降、検討の可能な寛政期まで六〇～八〇%を占めていることがわかる。

右の分析結果から、次のことを確認することができよう。すなわち、元禄～宝永期には紙・布二品目は、他の多くの商品と同様に、有利な時に購入して高い価格の市場や時期に販売する商業の対象として、時宜になかった際に取扱われる(現に元禄十二年は取扱われていない)商品としての性格を

もっていた。しかし、正徳・享保初年を過渡期として、享保十六年からは、紙・布二品目が金額の上で、内田氏の商業の大部分を占めるに至ったことを確認できよう。<sup>(21)</sup>

右の結果は、前述してきた商品流通形態の検討から把握された、内田氏の商業経営の変質の理解とまったく照応することは言うまでもない。ここにはつきりと、内田氏の商業経営は享保初年頃を画期として、その前後で大きく変質したと言うことができる。

### おわり

近世中期に一個の商人資本の経営が変質したことを検証してきた。では、商業経営が享保初年を画期として変質したことの意義を、どのように理解したらよいのであろうか。これ迄の行論ですでに述べてもいるが、小稿では商人資本が、いかにして商業利潤を獲得するのか、という分析視角を基本に据えてきた。近世における在村商人が、封建領主による村請制度支配の規定性から、村内農民に担保以上の借金をさせたり、あるいは領主から御用金・調達金を命じられたりというような近世封建社会に特徴的な規定性を受けながらも、しかし基本的には、全国的な市場構造の変化に敏感に反応しつつ、状況に最適な経営方式を求めようとしたことは疑いの無いところである。

一般的に、前近代の市場構造は、商品量の増大と交通の発達が進めば進むほど、同一商品の地域間・季節間の価格差は減少し、ついには単一の市場価格を持つ近代的な国内市場形成に向かう、と考えることができる。<sup>(22)</sup>この国内市場形成に向かう過程は、生産努力と照応して不断に進行するものではあるといえ、その中には、極めて停滞的な時期もあれば、逆に大きく飛躍的に隔地間の価格差をせばめた時期もある。小稿で対象にした近世中期とは、まさに、商品量の増大によって各商品の地域間・季節間の価格差を大幅に減少させ、それまでの市場構造に画期的な変

化を与えた時期であったと言える。

近世中期の市場構造の変化によって、今や、不特定の稀少性のある商品を有利な時期に購入して、地域間や季節間の価格差を目あててに販売する商業利潤抽出の方法は、旨みのないしかも危険が伴うものとなった。ために、商人資本が商業利潤を獲得するには、これまで余りかえりみられることのなかった流通機構の爽雜物を合理化したり、取扱ひ商品量の小額で多品種に及ぶのを改めたり、あるいは特産物生産者の得分に吸着せざるを得なくなったのである。内田氏の経営に即して言えば、流通機構の合理化（江戸手代・京都岐阜屋・三國蠟燭屋・福井木屋への委託金方式を改め、布を中心にした集荷のために布問屋を買付商人にした）や取扱ひ商品を紙・布二品目に代表させ、恒常的にそれぞれ大量に販売することで利潤を抽出しようとはかり、さらには、越前国の特産品である奉書の生産者（澁屋）に仕入銀を前貸し、製品で返済させる間に、高利を得るといふ小生産者への吸着も、近世中期の市場構造の変化に柔軟に即応した商業経営の変質として統一的に理解できよう。

このように個別商人資本の経営変質の意義を、市場構造の変化から規定された商業利潤抽出方法の変質と理解する時、これを一人内田氏の特例とせず、体制的・構造的性質へと普遍化させて考えるならば、はじめに述べた「初期豪商」や「のこぎり商人」のいわゆる遠隔地間商業の衰退や全国的な流通機構の編成がこの近世中期に見られ、また同時期に、都市における多品種取扱ひの荷受問屋から単品を大量に取扱う専門問屋への交代がなされたり、生産地荷主の買次化や前貸し支配をした都市仕入問屋に夥しい資産増大が見られたことなどを、相互に有機的に照応したものとして理解することが可能となろう。

〔注〕

(1) 古島敏雄『近世日本農業の構造』（日本評論社・一九四三、東京大学出版会・一九五七）を始め、最近の脇田修『元禄の社会』（塙書房・一九八〇）に至る、この点に関する研究蓄積は厚く、その成果は多くの概説書（例えば山口啓二・佐々木潤之介『体系・日本歴史4』日本評論社・一九七二）や教科書にも反映されている。

(2) 「初期豪商」に関する研究には、山口徹「小浜・敦賀における近世初期豪商の存在形態」『歴史学研究』二四八号・一九六〇、小野正雄「寛文期における中継商業都市の構造」『歴史学研究』二四八号・一九六〇、脇田修「近世都市の建設と豪商」『岩波講座日本歴史9』一九七五などがある。また「のこぎり商い」に関しては、林玲子「江戸問屋仲間の研究」(御茶の水書房・一九六七)、中井信彦『幕藩社会と商品流通』(塙書房・一九七一)、山田武磨「元禄・享保期における北関東在郷商人の成長」(『地方史研究』一一号・一九五四)、藤田覚「元禄・享保期東総の一在村商人の動向」(『地方史研究』一一二号・一九七三)などがある。林氏は、常陸国下館の中村兵左衛門家と同国真壁の中村作右衛門家を、中井氏・山田氏は上州甘菜郡富岡町の阪本治兵衛家を、藤田氏は下総国香取郡の平山家について、元禄期以前の資産増加に反して、享保期以降は経営不調なることを分析している。以上の研究成果もふまえた上で、松本四郎・林玲子「元禄の社会」(『講座日本史』4『東京大学出版会・一九七〇』)は、遠隔地間商人と都市商人との照応関係を考察している。

(3) 安岡重明「江戸中期の大阪における取引組織」(『大阪の研究』2『清文堂出版・一九六八』)、北島正元『江戸商業と伊勢店』(吉川弘文館・一九六二)の松本四郎氏執筆の第二章「大伝馬町木綿問屋の成立」、第三章「元禄・享保期における長谷川家の木綿問屋経営」・第四章「元禄・享保期の江戸商業と問屋仲間」、林玲子『江戸問屋仲間の研究』・同「元禄期の江戸町人」(『江戸町人の研究』第一巻、吉川弘文館・一九七二)、三浦俊明「近世都市論」(『日本史を学ぶ』3『有斐閣、一九七六』)、松本四郎「元禄・享保期の政治と経済」(『講座日本近世史』(4)『有斐閣・一九八〇』)。

(4) 林玲子『江戸問屋仲間の研究』、松本四郎・林玲子「元禄の社会」。

(5) 松本四郎・林玲子「元禄の社会」は、この時代・社会を総体的に理解するための貴重な成果を創り出した。とくに「寛文〜元禄期における手作地主〜遠隔地間商人〜都市荷受問屋といった流通機構」がくずれる状況を相互に関連させてつづつ解明した点は説得的である。この成果に学びつつ、小稿ではさらに、かかる流通機構がくずれた後の状況と、かかる流通機構がくずれた原因について商業利潤抽出のあり方をめぐって検討を加える。

(6) 和紙(越前奉書や鳥の子紙)生産地五箇村に関する研究には、小葉田淳編著『岡本村史』本篇・史料篇(岡本村史刊行

会・一九五六）、榎西光速「近世越前製紙業の生産と流通」〔『社会経済史学』一九一〕、牧野信之助「越前五箇の御留紙等製造記録」〔『和紙研究』二〕、前川新一「近世越前五箇の紙商人」〔『百万塔』一六〕などの他に、拙稿「幕藩制中期における生産者支配の一形態」〔『日本歴史』三五四号〕・「和紙」〔講座技術の社会史 1 日本評論社・一九八三刊〕行予定）がある。

(7) 初代の内田吉左衛門宗寿は、内田氏系図から判る通り、中条満朝の子である。中条氏の系譜に見える最初は、中条豊房で朝倉氏の家臣であったと伝えられているが、家系譜以外の確たる史料は無い。中条豊房の孫の昭貞は、野辺則右衛門慶純の娘を娶り、満朝をもうけた。中条満朝は初代野辺小左衛門の孫である松寿院を娶り、寛永一三（一六三六）年四月宗寿をもうけたが、その年の十二月に満朝は死んだ。このために、寛永九年当時で田畠合計四反七畝余を有していた中条氏の相続権をめぐる、中条満朝の弟昌純と、満朝の妻子松寿院・宗寿との間に争論が起った。宗寿の孫で、三代目の当主善四郎宋閑の遺書によれば、宗寿母子が訴え、役人三人が中条氏の「身上ヲ式ツニ割符いたし候様ニとの事ニ而銀子四貫匁計有之候ヲ式ツニわり式貫匁計ツゝ当り申候」。かくして中条氏は満朝の弟昌純が継ぎ、その後代々中条善左衛門を名乗った。一方、松寿院・宗寿の母子は中条氏を出て、松寿院の兄内田善右衛門直重の世話になった。この内田善右衛門家は野辺小左衛門家の分家で、寛永九年当時、六反八畝余の田畠を持っており、野辺四良右衛門・小左衛門に次ぐ家格を有していた。

先の「宋閑様御遺書」では、宗寿母子は「其時式貫匁ノ銀子ハ善右衛門（内田直重）方へ預り、右の利足とシテ八ヶ町の式反おさの田を宗寿親子の飯米といたし、七・八表ノ所ヲ作り取ニ致候、扱松寿院ハ少キ宗寿ヲ相手ニシテどぶ酒ヲ作り渡世被成候所、宗寿廿才ノ時（明暦三年）百匁計ノ銀子式貫匁計ニ成候ヲ宗寿へ相渡福寿院（善右衛門）ニ預ケ置候式貫匁ノ銀子とを御渡シ都合四貫匁計ノ銀子ヲ元手と成、夫々段々ニ伝来候身上ニ候」（注は高埜）と記されている。このようにして明暦三（一六五七）年の段階で、宗寿は銀四貫匁程を持ち、母方の内田氏の世話から離れた。それから五年後、即ち寛文二（一六六二）年には、野辺四良右衛門家の名跡を継ぐことになる。

野辺氏の系譜に見える最初は、永禄八（一五六五）年没の四良右衛門慶昌である。慶長三（一五九八）年五月下旬から七月下旬にかけて越前国一國の検地が長東正家を惣検地奉行にして行なわれ、岩本村は服部土佐守が検地奉行を勤めた。この際の検地帳によれば、初代野辺四良右衛門の長男則右衛門・次男小左衛門・三男久蔵の持高を合わせると、六一石一斗七升九合になり、村高二六五石余り、村内登録人七三人、平均持高三石七斗と比較すると、いかにこの野辺氏の存在が



大きいものであるかが判ろう。また、野辺氏三兄弟はそれぞれ屋敷地を朱印地とされて年貢免除となっていた。

慶長三年の検地の前、天正一三（一五八五）年には、豊臣秀吉は府中一二万石の大名に封じた木村隼人佐宛に、越前国中蠟燭司之儀、野辺四良右衛門仁仰付候之条可成其意者也

天正十三閏八月十四日

御朱印

木村隼人佐とのへ

との朱印状を送り、木村隼人佐は（越前）国中へその意を触れ、野辺氏の越前国蠟燭司としての特権を保証している。このような特権を持ち、別格の大高持である野辺四良右衛門慶昌の次男実陸は、分家独立して野辺小佐衛門家の祖となり、その後、幕末に至り没落する迄、同族の内田吉左衛門家とともに、別格の大家として商業経営を行なった。

しかし、本家である野辺四良右衛門家は、次第に身上不如意になった様子で、四代四良右衛門慶威が寛文二年正月に死ぬと、四良右衛門後家は同年六月一三日付で大滝村野辺伊兵衛に屋敷一敷・蠟燭司の朱印状・田高二反を売渡し、代銀四百匁を受取った。ところが、三日後の同月十六日付で伊兵衛は、野辺氏と血縁のある宗寿に対して、同一権利を銀二貫匁で売渡している。

このような経緯で寛文二年に宗寿は野辺四良右衛門家の名跡を買い取ったのだが、これは養子として野辺氏を継いだのではなく、ために宗寿は野辺氏を名乗らず、また中条氏も名乗らず、母方の姓を取り、初代内田吉左衛門宗寿を名乗った。そのため、それ以降、宗寿の母方の内田善右衛門家は上内田と称されるようになった。

なお、小稿で引用する史料はすべて、内田稷吉氏（奈良県奈良市法蓮町在住）所蔵史料であり、以後の引用注は付さない。

(8) 宝永四年、内田氏の江戸手代彦右衛門の二、二五〇兩の引負い。

(9) 同族三氏については、(7)を参照ありたい。

(10) 『万覚書』によれば、

越府蠟印附覚

極印改印茶印六印

右寛保元年府中津田申来候

福井蠟ノ印附覚

新印 木田豆腐屋八兵衛印 木印 木田木屋善五郎  
 吉印 毛屋丁吉右衛門 生印 祐海町 六兵衛  
 其印 神宮寺五郎兵衛 松印 豆腐屋久左衛門  
 ○印 立屋丁七郎兵衛 勝印 勝見緒屋弥惣兵衛  
 右寛保元年酉ノ年 府中屋多兵衛ノ書付来ル  
 と記されている。

(11) 内田氏の蠟・漆実集荷の権限は、天正十三（一五八五）年閏八月十四日付の野辺四良右衛門に対する豊臣秀吉朱印状による越前國中蠟燭司の特権附与にもとづく。野辺四良右衛門と内田氏との関係は、(7)を参照せよ。

(12) 福井藩紙会所制度については、小葉田淳編著『岡本村史 本編』、拙稿「幕藩制中期における生産者支配の一形態」を参照されたい。

(13) 『福井縣史 藩政時代』（一九二一年刊）一六三頁に、

「本多領。寛永三年丸岡藩主本多成重の第二子重春幕府の旗本に列せられ、坂井・吉田・南條三郡の内十箇村三千石を賜はり、坂北郡枯木高柳に陣屋を置き、子孫相傳へて廢藩置縣の際に至れり。」

と有る。また、内田氏史料に、「元禄五年 大膳様指引年々留」の表紙のみが残されている。

(14) 林玲子『江戸問屋仲間の研究』（御茶の水書房・一九六七）。

(15) 『万覚書』によれば、寛延二年十一月に、

江戸にて会津蠟買候節掛り物覚 但 大坂へ積登候時ノめへりとなし

一商人蠟にてハ目欠五歩立申候、口銭兩ニ壱匁ツ、但兩ニ四分ツ、持銀引、又兩ニ壱匁五分ツ、日間引 但是ハ買方ノ代銀之内引渡し申事と相見へ申候、

右大坂迄運賃壱丸ニ四匁宛大坂にて水上藏敷壱丸ニ三分五厘ツ、

右之通之由、尤江戸にて買大坂へ積登し時之掛り惣造用也、ワキ会津蠟にて如此ニ候、御藏ニ候へハめかた立不申、正め拾式貫匁入封之儘にて大坂にて賣仕候由、御藏蠟ニ候へハ口銭・運賃・水上藏敷・懸りめ欠立不申候、其代り兩ニ式口にて壱匁九分ノ引ハ無之由、尤運賃口銭壱丸ニ金壱分ツ、ノ様ニも覚候由、擬大坂にて右蠟直段ノ格ハ二ツ引・三ツ引取合候而ハ當国吉水ハ少々高直之由、尤蠟燭屋へ上かけニ望候故ノ由、尤荷敷多候節ハ晒方へも揃直段

吉水同格之由、三つ引ハ吉水少次之由、ワキ会津上之壹貫百五拾匁式百五十・三百匁迄と申来候、但當国吉水一貫百五十と申相場之節也、ワキ会津ニハ同印ニても蠟ニ不同有之由、

と、大坂河内屋又右衛門から申し送られてきた。会津蠟の藏物の場合と脇蠟の場合の値段と諸経費とが記され、それら江戸で買ひ、大坂へ積登した時の経費が書かれている。なお、吉水とは越前国産高級蠟の名柄であり、それとの比較がなされている。

同じく大坂の河内屋又右衛門からの元文二（一七三七）年二月六日書状によって、次のように知らされている。

元文元年丙辰十二月六日江戸會津御藏蠟御張紙

津川上々 文金壹兩ニ付蠟壹貫七百目

但シ上々と申ハ荷印〇印ニ而御座候。壹丸封之儘正目拾貳貫目と立取渡シ仕候、時々之目廻シニハ壹丸正味掛切拾壹貫八百目有之年も、又百匁余慶欠立候年も、少々之不同年に或ハ時ノ出口ニて有之事ニ御座候、此有目式百目はねめ、又式百五拾匁計入目、引残り正味拾壹貫三百五拾匁、或ハ三百匁と立、さん用當り見申事ニ御座候、

津川上々荷印①印 壹貫八百目

同中 ②印 壹貫九百目

同下 ③印 貳貫目

同下々 ④印 貳貫百目

同下々ノ下 ⑤印

右六段

福之内上々荷印右同格 壹貫八百目

同上 壹貫九百目

同中 貳貫目

同下 貳貫百目

同下々荷印⑥印也 貳貫貳百目

ハ五段

右之通辰十二月六日立直段ニ而御座候、津川と福之内と申ハ會津ニ而所々名目ニて直段先年ノ同印ニ而百匁宛違申

候、生蠟出来も津川八百匁方能管ニ御座候へ共、是も年々不同有之、結句福之内押込取渡仕候、然ル時右之御張紙直段ニ而毎月六日宛出申候所、大方下印取合出申候故、時ニ取手無之と申事ニ御座候、古金割合ニ而當正月初出目ノ文字金納ニ成り、此折高直故脇らう相庭ニ引合兼申ニ付、望手無数ニ候由、是も上中下之三印なと出候得ハ、相応ニ引合望手も可有御座候へ共、下々・下々ノ下なと取合出候故、望不申物と相聞候、右御張紙直段ニシテ大坂ノ立銀五拾匁ニ付津川中①②取合壹貫七百匁ニ當り、此内登り運賃目相引ケ申候故、大坂着凡壹貫六百五拾匁ニ着申候、丸ニ右三印取合壹丸ノ代三百三拾壹匁ニ當り、此内登り運賃目相引ケ申候故、大坂着凡壹貫六百五拾匁ニ着申候、丸と引合能、利分も懸り申候へ共、春ニ成下印多出申候故、下物ハ大坂も一入不揃カと相聞、江戸表望手無之様子ニ御座候、但文字小判相庭五拾式匁五分かへト立、

(16)

右の会津蠟藏物に関する張紙値段や、引合いの多少などの情報を知らせた河内屋又右衛門の書状を『万覚書』に留置いたあとで、内田氏は、「此時越前ろう上々、銀五拾匁ニ付壹貫六百匁かへ之由、会津壹丸ニ付三百六拾壹匁之由」を書き記し、ここでも越前蠟との比較を配慮している。

大坂練綿買問屋で定評のあるものとして、以下の名前が内田氏の『万覚書』に記されている。

寛保三（一七四三）年春、江戸へ派遣した春木勘兵衛からの知らせとして、  
「江戸積練綿相調候而揃能買問屋名代之覚  
一西国作玉嶋 大坂高麗橋 袴屋弥右衛門

（貼紙）

一 大和作西久 大坂道修町 袴屋仁右衛門

一 西国作大天 大坂道修町 袴屋仁右衛門

一 西国作極吟 大坂今橋 日野屋九兵衛

一 西国作極天 大坂本町 井筒屋三右衛門

右之分ハ印物ニ而望手多、江戸表ニ而

能相揃候由

宝曆十二年十月、升屋七佐衛門からの書状として、

「大坂ニて練綿調候而宜問屋」

表 大滝村高持漉屋の関係

	寛保2年9月		延享3年8月	
	高持数	漉屋数	高持数	漉屋数
10石以上	3	2	3	2
8石以上—10石未満	0	0	0	0
6—8	3	3	2	2
4—6	4	4	4	4
2—4	28	21	28	20
0—2	25	13	25	13
雑家数	30	0	31	0

佐久高士編『越前国宗門人別御改帳』により作成。

(18) 漉屋の大部分が高持であったことを、次の表（大滝村高持漉屋の関係）は示している。

(17) が記されている。

右之三軒當時はやり間屋之由、尤買注文相庭次第と申遣候而も毛頭女才無之由ニ候以上

但車屋書状届ヶ所ハ右袴屋桑名屋ヲ通用せし由申来ル

攝州平野

車屋久右衛門殿

同断 印ハ国車  
八十二式兩也

大坂天満十一丁め

桑名屋七之助殿

同断 印ハ園  
八十式兩式分

大坂高麗橋

袴屋弥右衛門殿

江向名代物琉玖大入一ツ  
此節江戸賣直段八拾三兩

- (19) 紙座の解体過程については、拙稿「和紙」（『講座技術の社会史』第一巻・日本評論社・一九八三刊行予定）で詳述している。
- (20) 酒屋たちが、内田氏の前貸しを受け、下請化していく過程については、拙稿「幕藩制中期における生産者支配の一形態」（『日本歴史』三五四号）で詳述している。
- (21) 内田氏の商業の中には、毎年惣々合計金額の約一〇%前後の比率で酒造が行なわれている。当面の課題である紙・布合計金額と他の商品金額との比較をするさい、酒造分を控除して考えれば、紙・布合計金額の占める比率は、さらに高くなる。
- (22) 山崎隆三「再び元禄・享保期の米価変動について」(一)「『経済学雑誌』八大阪市大〇七六一・五・六）、岩橋勝「徳川期米価の地域間格差と市場形成」（『新しい江戸時代史像を求めて』東洋経済新報社、一九七七）は、米価の動向を基礎にして、近世の市場構造の検討を行なったが、両者の研究はともに地域間価格差消滅の過程を究明することが、すなわち単一の市場価格をもつ近代的な国内市場形成過程の解明につながるという視点をもっている。小稿はかかる視点に学んでいる。
- (付記)
- なお、小稿の一部は史学会第七一回大会（一九七三年）日本史部会で「近世中期の商業経営と村落」と題して報告された。また、小稿全体にわたって、歴史学研究会日本近世史部会例会（一九七八年十二月）において同題で報告された。両会において御意見を下さった方々や、また個別に貴重な御意見を下さった山口啓二氏・小野正雄氏に感謝の意を表します。末尾になりましたが、内田穰吉氏には史料閲覧を許され、その御好意に厚くお礼申し上げます。